

(案)

名古屋市食育推進計画（第3次）

名古屋市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2
- 4 計画策定の体制 2
- 5 これまでの取り組みの評価と課題 3

第2章 計画の基本方針

- 1 基本コンセプト 20
- 2 基本目標 20
- 3 施策の体系 21
- 4 食育推進にあたっての数値目標 22

第3章 施策の展開

- 1 食育の総合的推進 23
- 2 ライフステージに応じた生活習慣や食習慣の定着の推進 27
- 3 「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進 46
- 4 食文化の継承活動の推進 51
- 5 食の安全・安心の確保の推進 55
- 6 環境に配慮した食育の推進 59

第4章 推進体制と進行管理

- 1 食育推進体制 61
- 2 食育推進にあたっての役割 62
- 3 計画の進行管理と評価 62

資料編

- 1 食育に関するアンケート調査の結果 63
- 2 食育基本法 71

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

「食」は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない大切なものです。

しかしながら、近年、家族形態の多様化、経済的環境の変化、高齢化の進展などに伴い、食を取り巻く環境が大きく変化しており、その結果、食習慣の乱れ、栄養の偏り、食を通じたコミュニケーションの機会の減少、食べ物を大切にする意識の希薄化など、様々な問題が生じています。また、食の安全・安心に対する関心も高まっています。

本市においては、平成 17 年に施行された食育基本法に基づき、平成 19 年に「名古屋市食育推進計画」（以下、「第 1 次計画」という。）（平成 19 年～22 年度）、平成 23 年に「名古屋市食育推進計画（第 2 次）」（以下、「第 2 次計画」という。）（平成 23～27 年度）を策定し、市民の生涯健康で心豊かな生活の実現をめざし、関係機関や団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

第 1 次計画においては“みんなで「食」を考えよう！”、第 2 次計画においては、“「考える」から「実践」へ”を基本コンセプトとし、食に関する正しい知識の習得や健全な食生活を実践するための取り組みを進めてきました。

多くの市民が食に関心を持ち、様々な形で食に関して取り組んでいるものの、健全な食生活の実践までには至っていない人がまだ多いのが現状であり、今後も継続した取り組みが必要です。

このような状況を踏まえ、引き続き食育を総合的かつ計画的に推進するため、名古屋市食育推進計画（第 3 次）を策定するものです。

食育とは…

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。

（食育基本法前文より）

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものであり、本市の総合計画である「名古屋市総合計画2018」の個別計画として、関連する他の個別計画との整合性を図りながら策定しました。

「名古屋市食育推進計画（第3次）に関連する個別計画」（平成27年11月現在）

計画名	関連する内容	所管局
名古屋市消費者行政推進プラン	消費生活情報の提供や消費者教育の推進	市民経済局
名古屋市一般廃棄物処理基本計画	生ごみの発生抑制や資源化の推進	環境局
はつらつ長寿プランなごや2015	高齢者の食生活や口腔機能の向上など、介護予防普及啓発事業などを推進	健康福祉局
名古屋市障害者基本計画（第3次）	障害者福祉施設に従事する職員の研修や、配食サービスによる在宅生活の支援、歯科医療の充実を推進	健康福祉局
健康なごやプラン21（第2次）	生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などをめざし、栄養・食生活や歯の健康の分野における健康づくりを推進	健康福祉局
名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画	市民の健康の保護を図るため、食の安全・安心の確保に関する総合的な取り組みを推進	健康福祉局
なごや子ども・子育てわくわくプラン2015	保育所等における食育の推進や、子育て家庭への食育実践支援などを推進	子ども青少年局
なごやアグリライフプラン	地産地消や農業公園などを利用した農業体験などを推進	緑政土木局
名古屋市教育振興基本計画	学校給食などを通じ、児童生徒の食生活に関する知識や判断力を育み、望ましい生活習慣の定着を推進	教育委員会

3 計画期間

本計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の期間内であっても必要に応じて見直しを行う場合があります。

4 計画策定の体制

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「名古屋市食育推進懇談会」の意見などを踏まえ策定しました。

5 これまでの取り組みの評価と課題

(1) 第2次計画の概要

【計画期間】

平成23年度～平成27年度

【基本コンセプト】

「考える」から「実践」へ
～生涯健康で心豊かな生活の実現～

【基本目標】

- ①食と健康への関心を高め、健全な食習慣の実践
- ②食を通じたコミュニケーションにより、食の楽しさと心の豊かさを実感
- ③食の大切さを認識し、環境にやさしい食生活を実現

【施策】

- ①食育推進運動の展開
- ②家庭等における食育の推進
- ③学校等における食育の推進
- ④食生活改善に向けた取り組みの推進
- ⑤「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進
- ⑥食文化の継承活動の推進
- ⑦食品の安全性、食に関する情報の提供
- ⑧環境に配慮した食育の推進

【これまでの主な取り組み】

①食育推進運動の展開

食育が市民の身近なところで市民の主体的な活動として広がっていく運動としていくため、食育ウェブサイトやチラシなどによる広報や、食に関するイベント等で食育の普及啓発を行ったほか、食育活動に取り組む「なごや食育応援隊」との連携や活動支援を通じた食育の推進に取り組みました。

②家庭等における食育の推進

家庭は、食育の実践の場として重要な役割を担うことから、基本的な生活習慣を身につけ、健全な食生活が家庭で実践されるよう、保護者への食生活指導や栄養指導・相談等を実施したほか、パンフレットの配布やセミナーの実施などによる家庭での食育推進の啓発に取り組みました。

③学校等における食育の推進

子どもが健全な食生活に必要な知識や判断力を習得するため、学校や保育所等において、食に関する指導を実施したほか、行事食等の食事体験や野菜栽培を通じて、食文化や農とふれあうことで、食育を身近に感じられる機会の提供に取り組みました。また、家庭と連携して効果的に食育を推進するため、保護者に対して、食事指導や情報提供を行いました。

④食生活改善に向けた取り組みの推進

食生活の改善や向上を図るため、栄養バランスがとれた食生活の実践に関する講習会や、生活習慣病や高齢者の低栄養予防などに関する相談・指導等を実施しました。また、歯と口の健康維持のための指導等も行いました。



生涯学習センターでの食育講座



とだがわこどもランドでの親子クッキング

⑤「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進

「農」や自然とのふれあいを促進するため、市民農園や市民水田の運営等による農業体験機会の提供や、小学校において食農教育の出前授業を実施したほか、地産地消を促進するため、イベントの実施や市内産農産物のブランド化の推進に取り組みました。

⑥食文化の継承活動の推進

食文化の継承を促進するため、学校、保育所等において行事食や伝統食の食事体験、給食を教材とした食に関する指導を行ったほか、市内で生産されている愛知の伝統野菜の普及活動を行うことで、市民の食文化への関心の向上に取り組みました。

⑦食品の安全性、食に関する情報の提供

食の安全・安心の確保のため、市民が食の安全・安心について身近に感じられるよう、ウェブサイトやメールマガジンによる情報提供を行ったほか、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を実施しました。また、食品関連事業者に対して、適切な食品表示の指導や自主的な衛生管理を推進することで、食の安全の確保に取り組みました。

⑧環境に配慮した食育の推進

生ごみの水切りの推進にあわせ、「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」の「3ない運動」の啓発や、料理教室を通じ、生ごみを減らす調理方法等の紹介を行い、家庭から出る生ごみを減少させることができました。また、事業系生ごみについては、民間資源化施設を整備し、排出事業者に資源化を働きかけるなど、生ごみリサイクルの促進に取り組みました。



東谷山フルーツパークでのぶどう収穫体験



市場での食肉衛生の講座

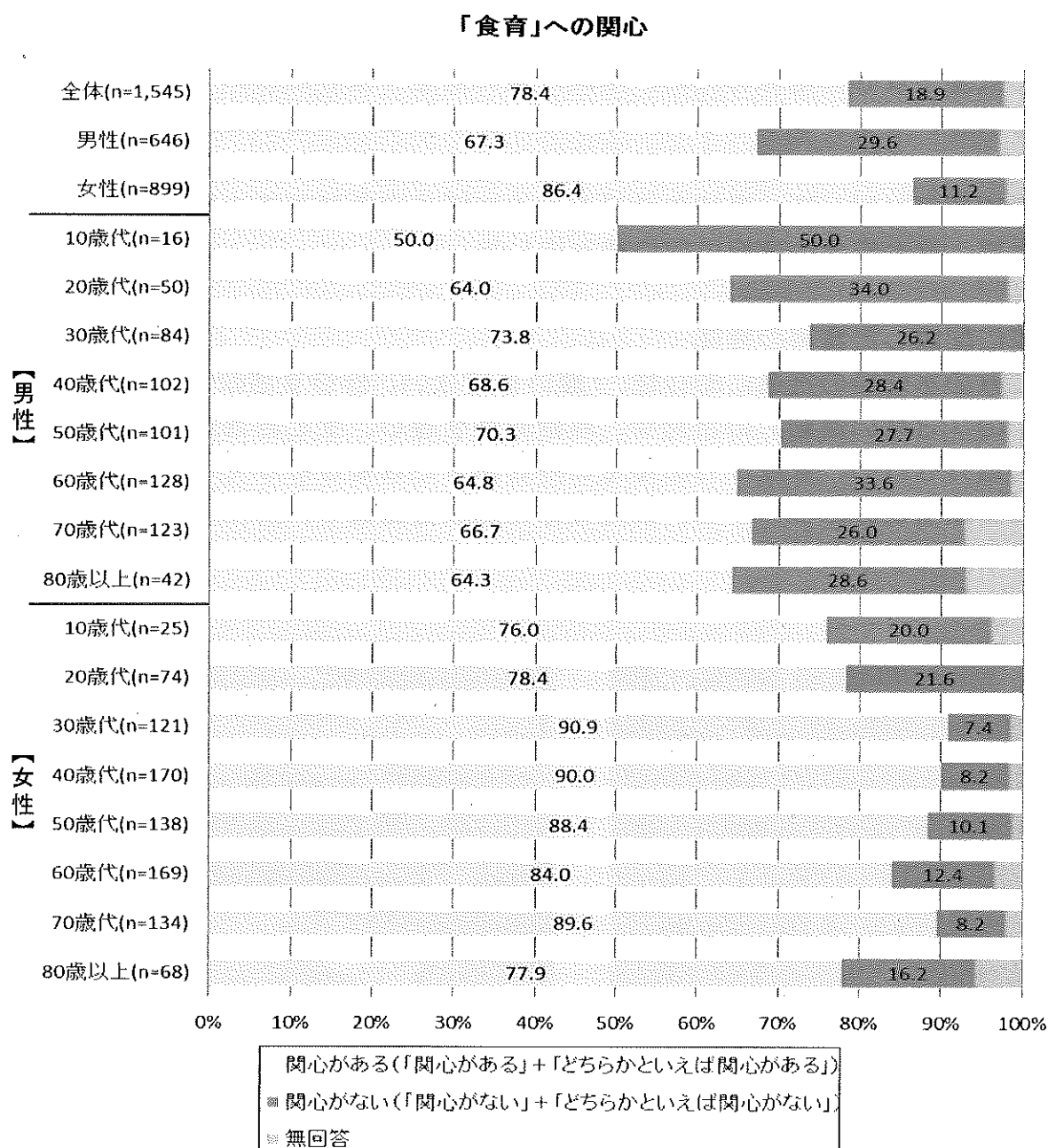
(2) 食育に関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、平成 26 年 11 月に市内に居住する満 16 歳以上の市民 3,000 人を対象に、食育に関するアンケートを実施しました。

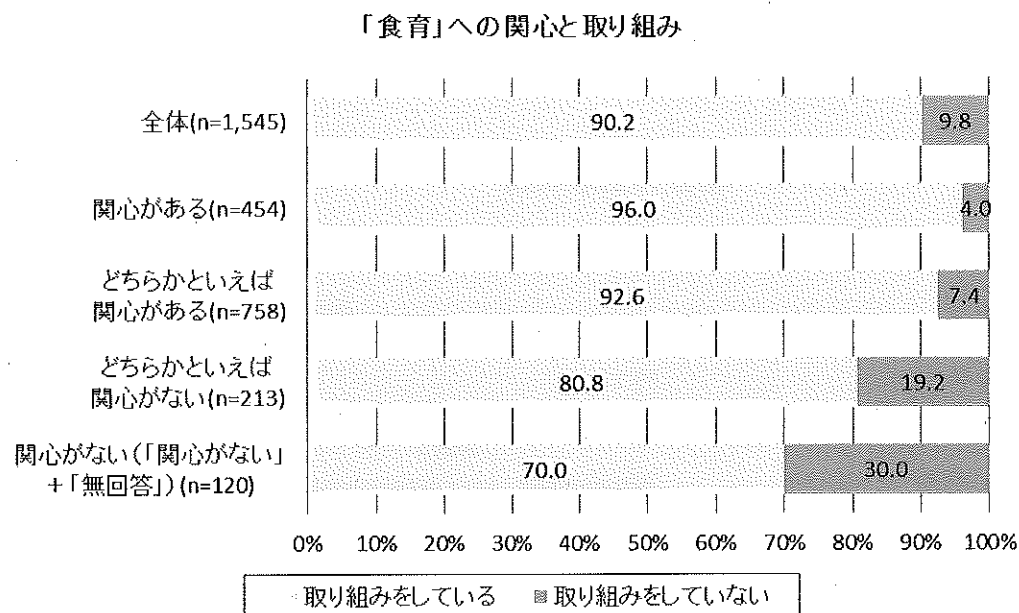
【有効回答者数 1,545 人 有効回答率：51.5%】

①食育への関心と取り組み

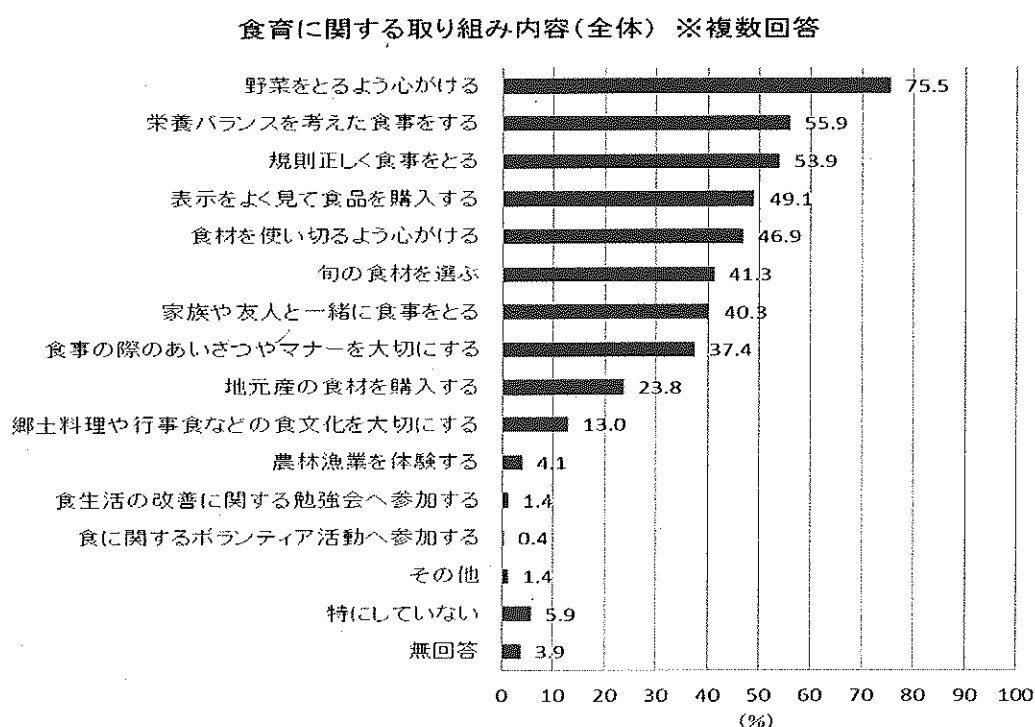
食育への関心度について、「関心がある（関心がある・どちらかといえば関心がある）」が全体で8割弱となっており、男性よりも女性が20ポイント近く上回っています。また、10歳代と20歳代は他の年代に比べ、関心が低いことがうかがえます。



食育への関心が高い人は、関心が低い人に比べ、日頃から「食育」の取り組みをしている傾向がみられます。一方で、関心がない人でも、食育の取り組みをしている人は多く、全体で約 9 割の人が食育の取り組みをしている状況です。



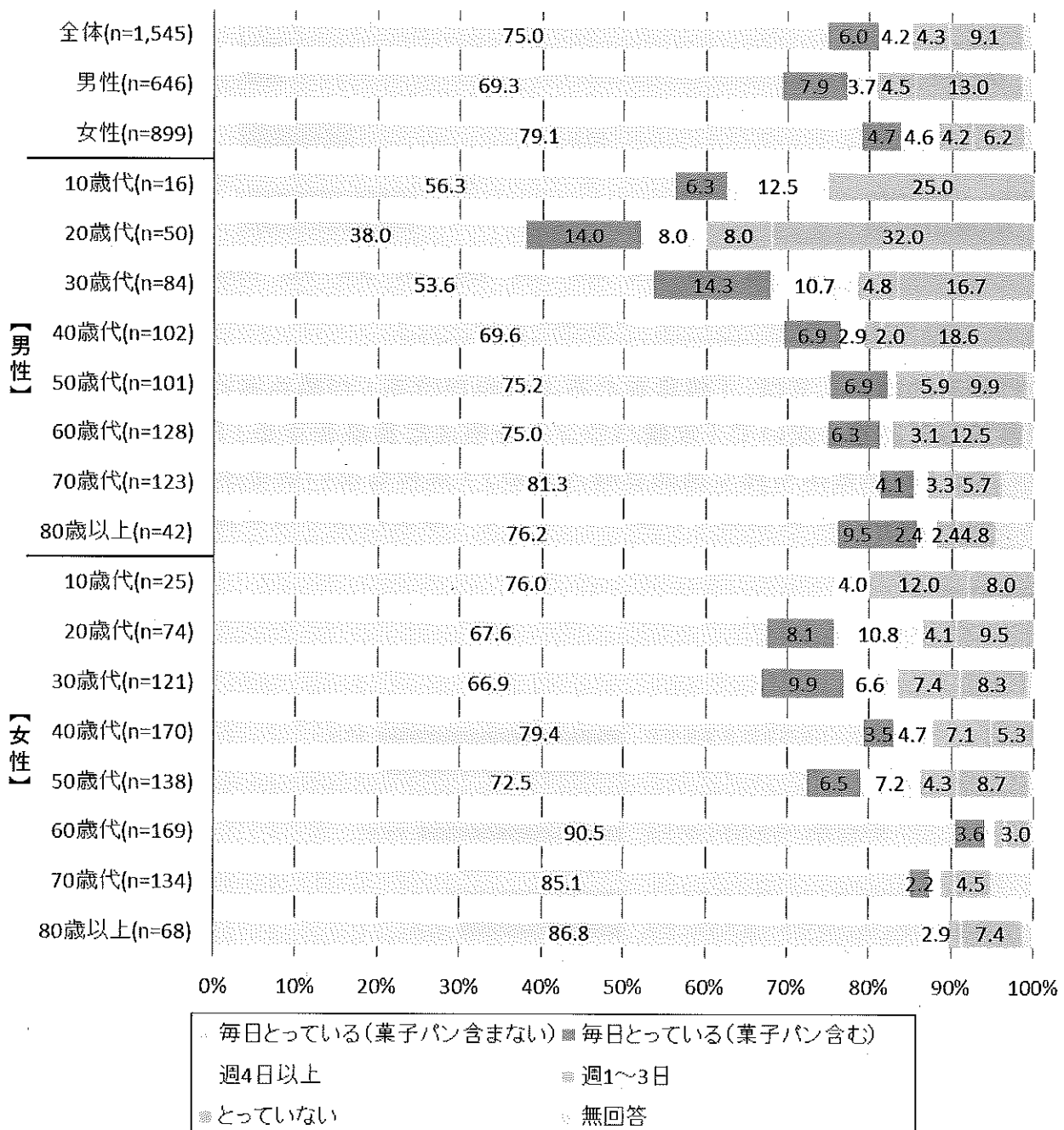
取り組み内容としては、「野菜をとるよう心がける」が最も多く、7 割以上の人が実践しており、次いで「栄養バランスを考えた食事をする」「規則正しく食事をする」「表示をよく見て食品を購入する」「食材を使い切るよう心がける」の順で約 5 割の人が実践しています。一方で「郷土料理や行事食などの食文化を大切にする」「農林漁業を体験する」などについては、取り組んでいる人が少ない状況です。



②朝食の摂取状況

朝食の摂取状況について、全体で75%の人が毎日摂取していますが、10歳代から30歳代は、朝食欠食の傾向がみられます。また、20歳代と30歳代は、他の年代と比べて、朝食の代わりに菓子パンを食べている人の割合が高くなっています。

朝食の摂取状況

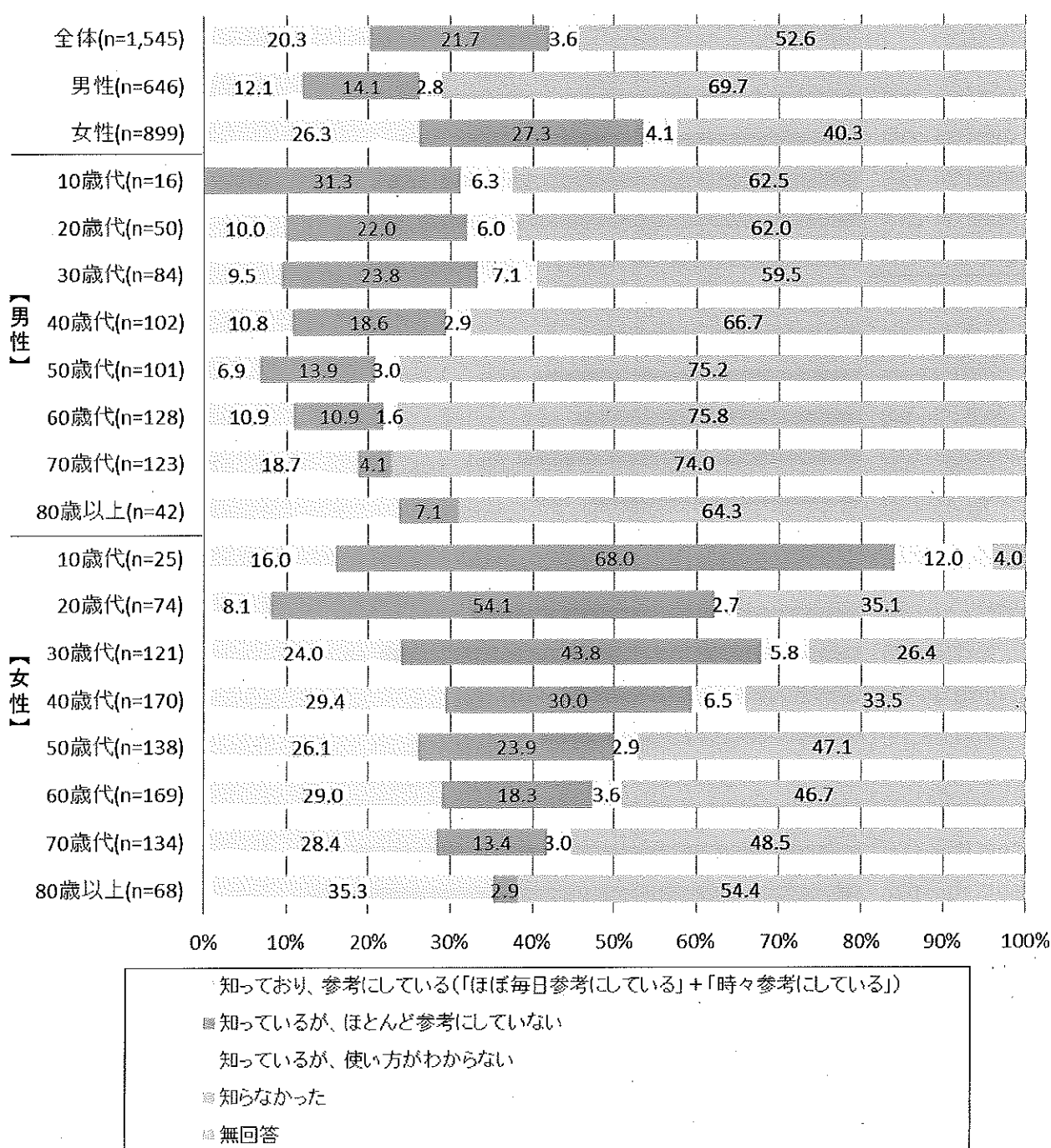


③食事バランスガイドの認知度と利用度

食事バランスガイドを知っている人は、全体で5割弱であり、男性よりも女性が30ポイント近く上回っています。

利用度については、食生活の参考に使っている人（ほぼ毎日参考に使っている・時々参考に使っている）は全体で約2割に留まっています。若い年代では、食事バランスガイドを知っていても利用までには至っていない傾向がみられ、年代が上がるとともに利用度は高くなる傾向がうかがえます。

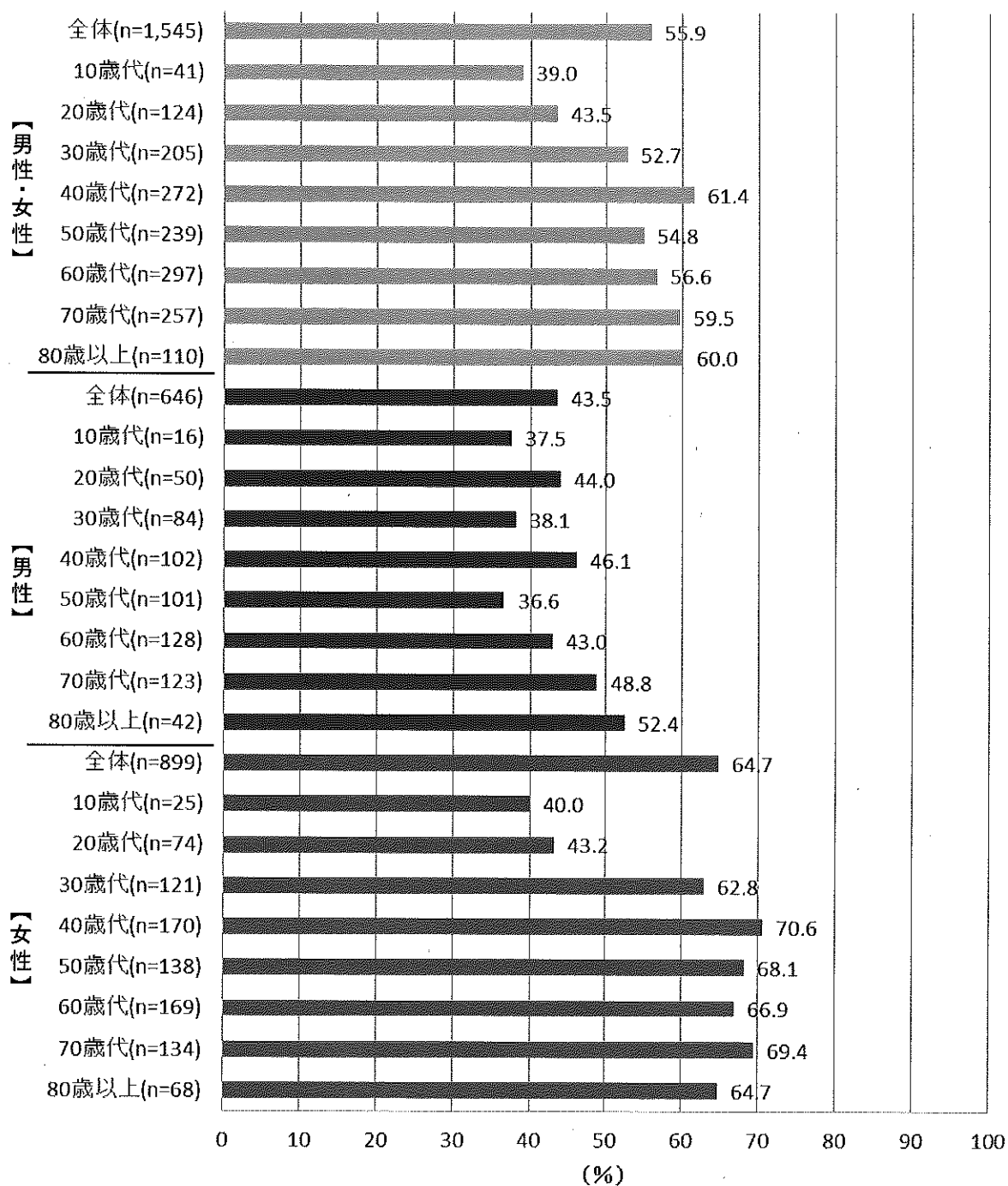
「食事バランスガイド」の認知度と利用度



④栄養バランスを考えた食事の実践状況

全体で6割弱の人が、栄養バランスを考えた食事に取り組んでおり、女性は、男性よりも栄養バランスに対する意識が高いことがうかがえます。若い年代では、栄養バランスを考えた食事の実践度が他の年代に比べて低い傾向がみられます。

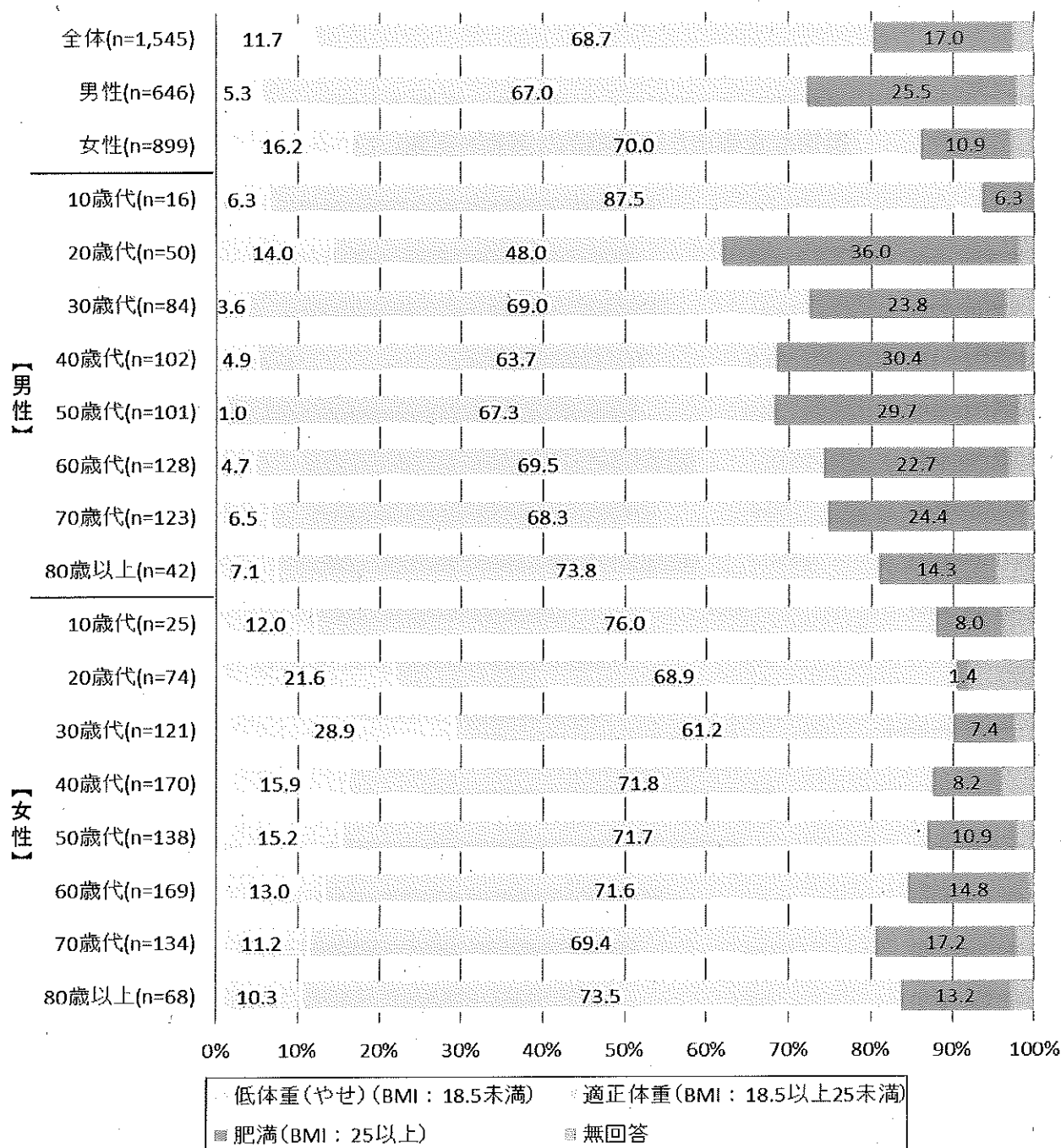
栄養バランスを考えた食事の実践度



⑤身体状況

男性は「肥満」、女性は「低体重（やせ）」の傾向がみられます。特に、男性は20歳代で適正体重を維持している人が5割以下と低く、女性は20歳代と30歳代で低体重（やせ）の人が目立ちます。

低体重（やせ）・適正体重・肥満の状況

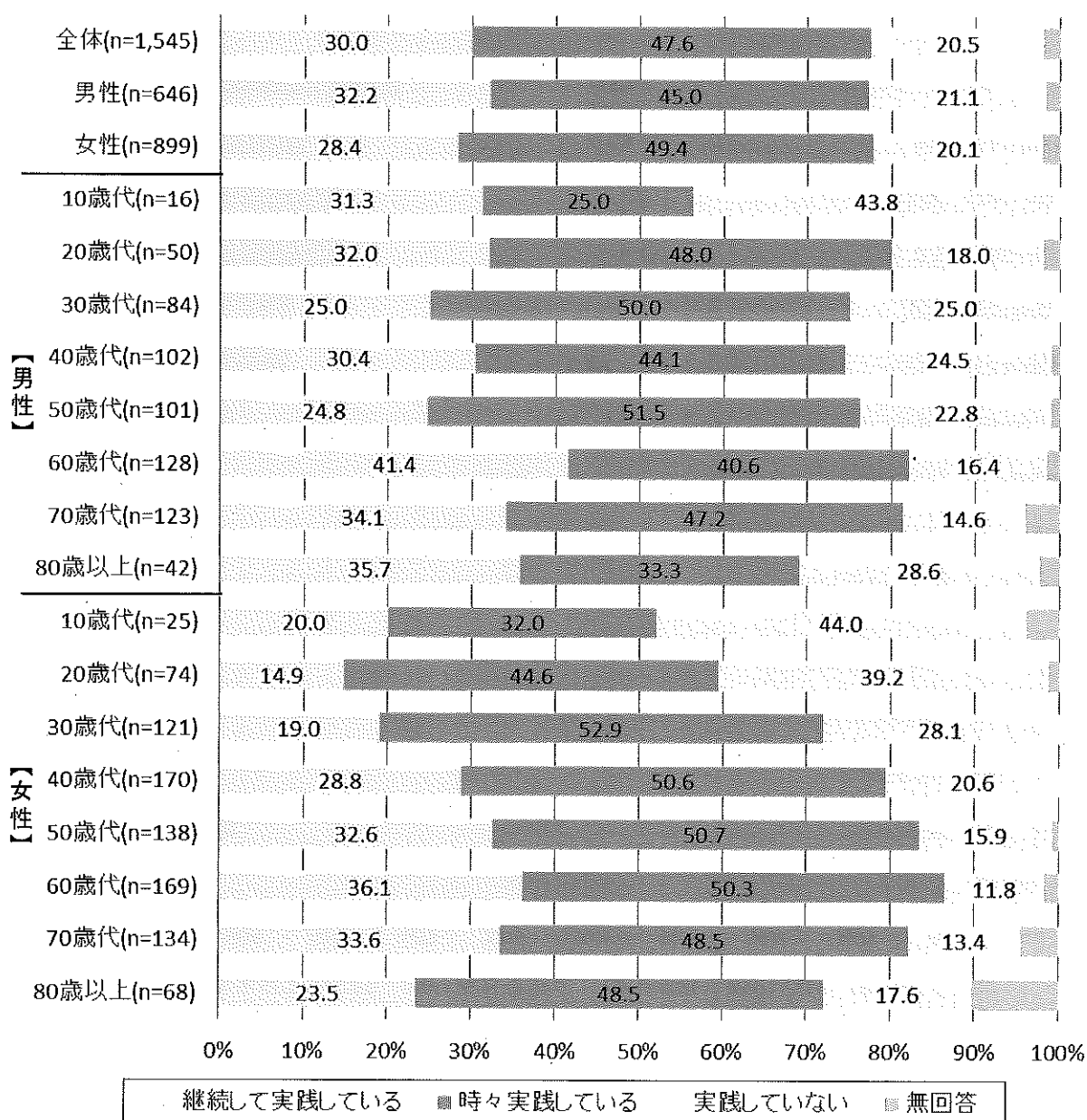


※BMI (Body Mass Index) とは肥満の判定に用いられる体格指数であり、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出されます。

⑥メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善のための取り組み状況

メタボリックシンドロームの予防・改善のために、適切な食事または定期的な運動を実施している人は、全体で8割弱です。一方で、継続して実践している人は、全体で3割であり、半数近くの人には、継続した取り組みには至っていない状況です。また、男性は10歳代、女性は10歳代と20歳代で、実践していない人が多い傾向がみられます。

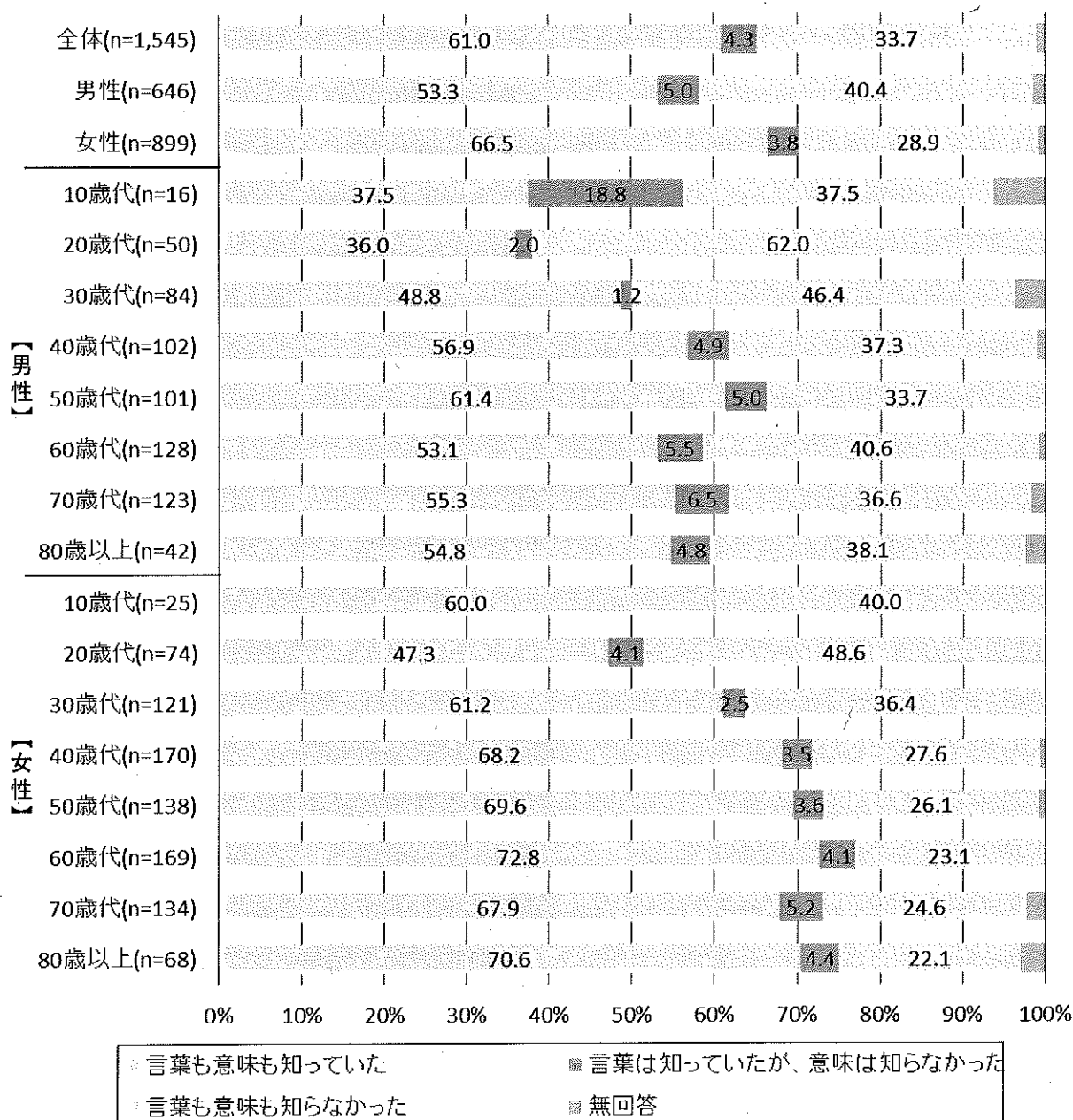
メタボリックシンドロームの予防や改善のために、
適切な食事または定期的な運動を実施しているか



⑦「8020 運動」の認知度

「8020 運動」の言葉と意味を知っている人は、全体の約 6 割ですが、10 歳代から 30 歳代までの若い年代は、他の年代に比べて認知度が低い状況です。すべての年代で、男性よりも女性の認知度が高い傾向がみられます。

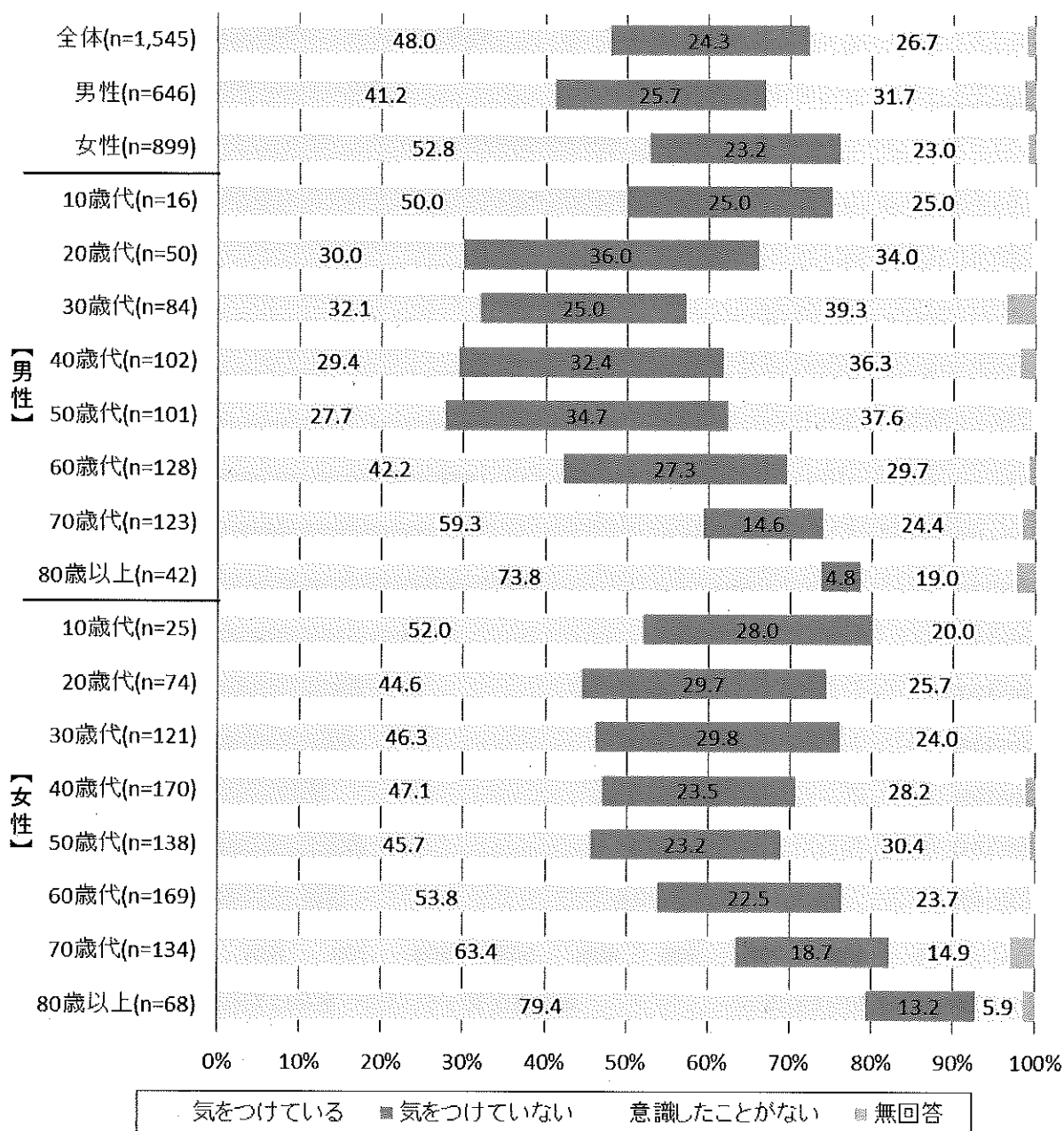
「8020運動」を知っていたか



⑧ 咀嚼の状況

咀嚼の状況について、よく噛んで味わって食べるように気をつけている人は、全体で5割弱であり、60歳代以降で多くなっています。男性は、女性よりも「気をつけている」割合が低く、特に20歳代から50歳代の男性は、咀嚼に対する意識が低いことがうかがえます。

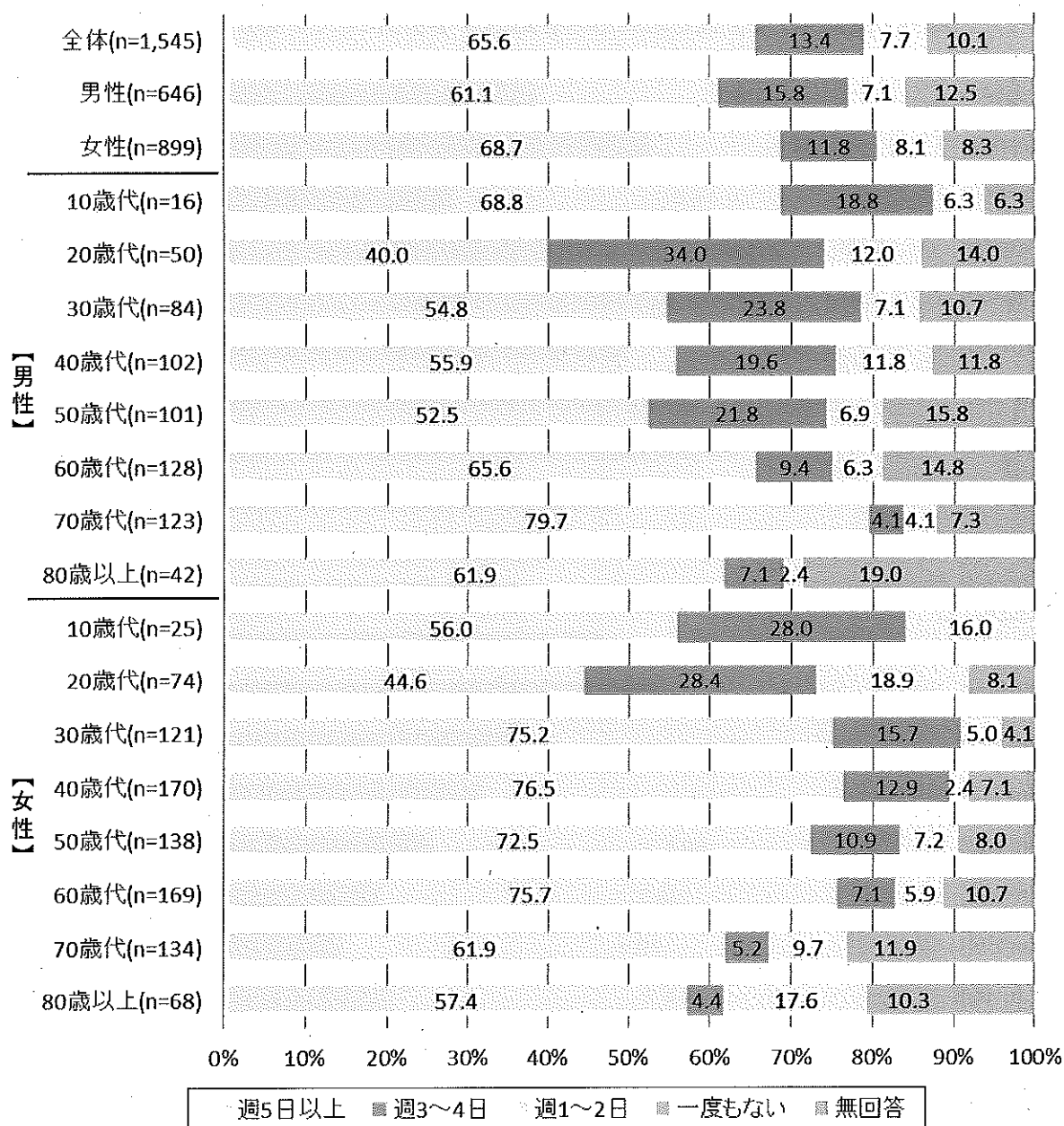
食事の時、よく噛んで味わって食べるように気をつけているか



⑨家族等との食事の状況

家族や友人との食事の状況について、全体で8割弱の人が、1週間のうち3日以上実践していますが、約1割の人は、週に一度もない状況であり、特に高齢者に多い傾向がみられます。

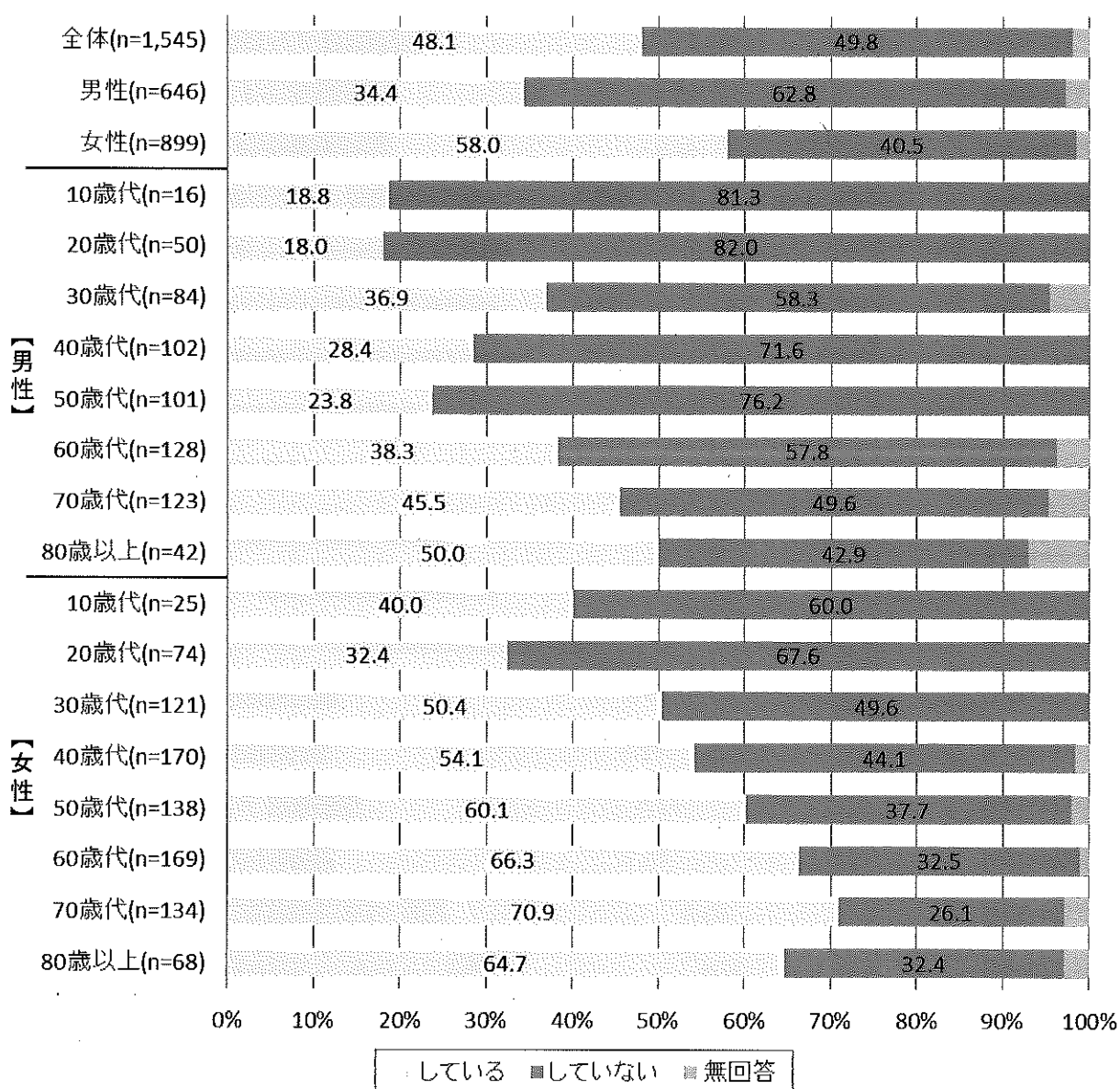
1週間のうち家族等と一緒に食事をする日数



⑩地産地消の状況

地産地消の状況について、全体で5割弱の人が「地元（愛知県）で生産されたものを購入するようにしている」と回答しており、年代が上がるとともに割合が高くなる傾向がみられます。また、男性と女性で差が大きいことがうかがえます。

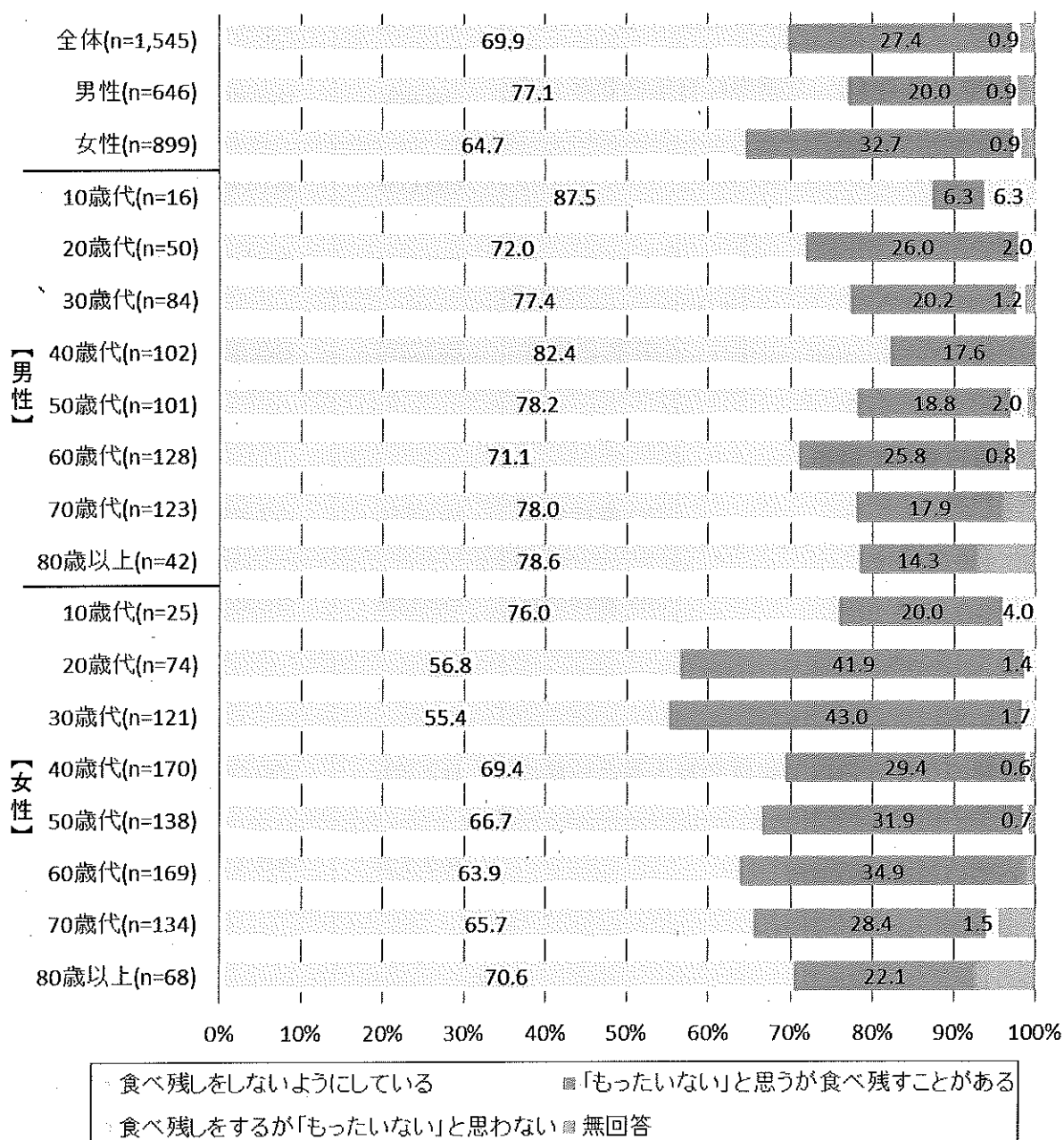
地元（愛知県）で生産されたものを購入するようにしているか



⑪食べ残しの状況

全体で約7割の人が、食べ残しをしないようにしており、また食べ残すことがある人についても、ほぼ全ての人が「もったいない」と感じていることがうかがえます。他の年代に比べて「低体重（やせ）」の割合が高い、20歳代と30歳代の女性で「食べ残すことがある」の割合が高くなっています。

食事（外食を含む）で食べ残しをすることがあるか



(3) 第2次計画の数値目標と達成状況

	項 目		平成 22 年度値	平成 27 年度		
				現状値	目標値	
1	食育に関心を持っている市民の割合		75.7%	78.4%	90%以上	
2	「なごや食育応援隊」の登録者数		816 人	1,151 人 ^{*1}	1,000 人以上	
3	適正体重の範囲にある市民の割合 *2		70.1%	68.7%	80%以上	
4	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている市民の割合		28.8%	20.3%	50%以上	
5	「8020 運動」の言葉も意味も知っている市民の割合		66.0%	61.0%	80%以上	
6	朝食を毎日食べている市民の割合	*3	小学 5 年生	88.5%	87.0%	全国平均 89.2%
			中学 2 年生	80.3%	80.3%	全国平均 85.0%
		20 歳代男性	42.3%	38.0%	60%以上	
		20 歳代女性	50.5%	67.6%	70%以上	
		30 歳代男性	58.0%	53.6%	70%以上	
		30 歳代女性	67.3%	66.9%	80%以上	
7	家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合 （1 週間のうち 3 日以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合）		82.7%	79.0%	90%以上	
8	地元（愛知県）で生産されたものを購入するようにしている市民の割合		43.1%	48.1%	60%以上	
9	食べ残しをしないようにしている市民の割合		71.6%	69.9%	80%以上	

※「食育についてのアンケート」(平成 22 年 11 月実施)、「食育に関するアンケート調査」(平成 26 年 11 月実施)より

*1:平成 27 年 3 月 31 日現在の登録者数(企業は 1 企業 1 人で計上)

*2:日本肥満学会の指標に基づき、BMI が 18.5 以上 25 未満を標準とし、その範囲内の体重を適正体重とした[BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)]

*3:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成 21 年度、25 年度実施)より

(4) 現状と評価

第2次計画では、「考える」から「実践へ」を基本コンセプトとし、市民の生涯健康で心豊かな生活の実現をめざし、関係機関や団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

食育に関するアンケート調査の結果については、平成22年度値と比較すると、「食育に関心を持っている市民の割合」などの一部の項目において増加が見られたものの、「朝食を毎日食べている市民の割合」、「家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合」、「食べ残しをしないようにしている市民の割合」などの多くの項目が低下しており、目標値を下回っている状況でした。

特に10歳代から30歳代の若い世代においては、朝食の欠食や、栄養バランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなどの課題が見受けられました。

こうした現状から、市民の食への関心の高まりはあるものの、健全な食生活の実践までには至っていない人もまだ多いことが推測されます。

(5) 今後の食育推進の課題

食育に関するアンケート調査から見た現状と評価から、次の3点が今後の食育推進にあたっての課題と考えます。

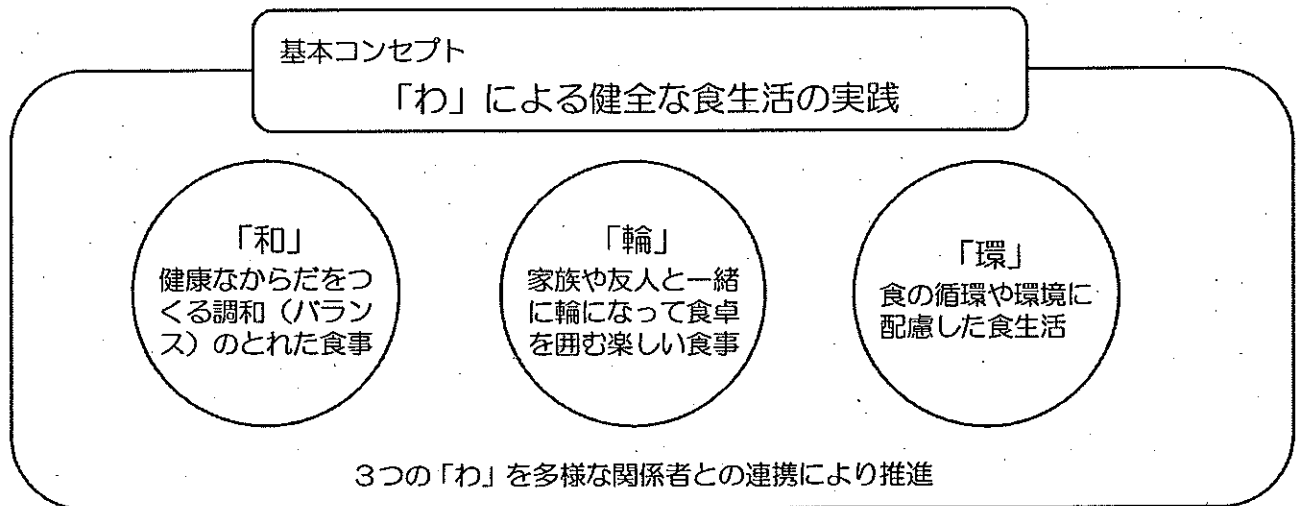
- 1 望ましい食習慣の実践
- 2 食を通じたコミュニケーションの機会の確保
- 3 環境に配慮した食生活の実現

これらの課題を踏まえ、これまでの取り組みの工夫や充実を図るとともに、関係各局をはじめ、関係機関、団体などの多様な関係者との更なる連携により食育を推進し、市民の健康で心豊かな生活の実現をめざします。

第2章 計画の基本方針

第2次計画の評価や、食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように定めます。

1 基本コンセプト



健全な食生活の実践には、健康なからだをつくる調和（バランス）を表す「和」、家族や友人と一緒に輪になって食卓を囲む楽しい食事を表す「輪」、食の循環や環境に配慮した食生活を表す「環」の、3つの「わ」が大切です。

市民一人ひとりの3つの「わ」による健全な食生活の実践を、多様な関係者との連携により推進します。

2 基本目標

基本コンセプトに基づき、具体的に計画を推進していくため、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 食に関する知識と選択力の習得により、望ましい食習慣を実践

食に関する正しい知識と選択する力を身につけ、栄養バランスに配慮した食事などの望ましい食習慣を自ら実践できることをめざします。

基本目標2 食を通じたコミュニケーションにより、食の大切さや楽しさを実感

家族や友人と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを図る「輪食」の機会を大切に、食の大切さや食べることの楽しさを実感できることをめざします。

基本目標3 自然や生産者等への感謝の念を育み、環境にやさしい食生活を実現

食が自然の恩恵の上に成り立ち、多くの人々の努力によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことをめざします。

3 施策の体系

基本目標の実現をめざし、6つの基本的施策のもとに具体的な施策を展開していきます。

基本的施策	具体的施策
1 食育の総合的推進	(1)食育に関する啓発の推進
	(2)食育に取り組む多様な関係者との連携の推進
2 ライフステージに応じた生活習慣 や食習慣の定着の推進	(1)妊産婦や乳幼児等に関する食育の推進
	(2)保育所等における食育の推進
	(3)学校における食育の推進
	(4)家庭等における食育の推進
	(5)若い世代を中心とした食育の推進
	(6)健康寿命の延伸につながる食育の推進
	(7)歯と口の健康と食育の推進
	(8)福祉の視点による食育の推進
3 「農」との出会い・ふれあいによる 食育の推進	(1)「農」とのふれあいの促進
	(2)食農教育の推進
	(3)地産地消の推進
4 食文化の継承活動の推進	(1)食文化に関する体験活動や情報提供
5 食の安全・安心の確保の推進	(1)リスクコミュニケーションの充実
	(2)消費者等への普及啓発・情報提供
	(3)食品表示に関する制度の普及啓発
	(4)食品関連事業者の自主管理の推進
6 環境に配慮した食育の推進	(1)環境にやさしい食生活の推進
	(2)生ごみの循環利用の推進

4 食育推進にあたっての数値目標

施策の成果や達成度を把握するため、目安となる数値目標を設定します。

	項 目			現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
1	食育に関心を持っている市民の割合			78.4%	90%以上
2	朝食を毎日食べている市民の割合	*1	小学 6 年生	85.3%	90%以上
			中学 3 年生	81.3%	85%以上
		*2	全 体	75.0%	90%以上
			20 歳代男性	38.0%	80%以上
			20 歳代女性	67.6%	90%以上
			30 歳代男性	53.6%	85%以上
3	栄養バランスを考えた食事をする市民の割合	30 歳代女性	66.9%	90%以上	
		全 体	55.9%	70%以上	
3	栄養バランスを考えた食事をする市民の割合	10~30 歳代	48.1%	60%以上	
4	適正体重の範囲にある市民の割合 *3			68.7%	80%以上
5	メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続して実施している市民の割合			30.0%	50%以上
6	「8020 運動」の言葉も意味も知っている市民の割合			61.0%	80%以上
7	よく噛んで味わって食べるように気をつけている市民の割合			48.0%	60%以上
8	家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合（1 週間のうち 3 日以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合）			79.0%	90%以上
9	地元（愛知県）で生産されたものを購入するようにしている市民の割合			48.1%	60%以上
10	郷土料理や行事食などの食文化を大切にしている市民の割合			13.0%	30%以上
11	表示をよく見て食品を購入する市民の割合			49.1%	60%以上
12	食べ残しをしないようにしている市民の割合			69.9%	80%以上
13	食材を使い切るように心がけている市民の割合			46.9%	60%以上

※現状値は、「食育に関するアンケート調査」（平成 26 年 11 月実施）より

*1：「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」より

*2：目標値については、菓子パン、果物等の摂取を含むこととする

*3：日本肥満学会の指標に基づき、BMI が 18.5 以上 25 未満を標準とし、その範囲内の体重を適正体重とした [BMI＝体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)]

第3章 施策の展開

6つの基本的施策について、具体的施策ごとに施策を推進する主な取り組みを掲げます。

【この章の見方について】

主な取り組み・取り組み内容

施策を推進する主な取り組みを掲げ、取り組みの内容を記載するとともに、事業の性質に応じて平成26年度の年間実績または年度末の実績を記載しています。

方向性

以下の基準により、計画期間中における取り組みの方向性を掲げました。

新規 ⇒ 計画期間中に新たに取り組みを実施するもの

拡充 ⇒ 計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標として実施するもの

継続 ⇒ 計画期間中に継続することを目標として実施するもの

方向性を「拡充」としたものについては、平成32年度までの目標とする内容を記載しています。（他の年度までの目標とする場合はその年度を記載）

1 食育の総合的推進

食育とは、食習慣に関することをはじめ、食を通じたコミュニケーション、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報の選択、環境への配慮など、非常に幅広い分野にわたるものです。市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、自ら食育を実践していくことができるよう、関係機関、団体、行政等が連携を図り、総合的に食育を推進します。

(1) 食育に関する啓発の推進

市民一人ひとりが食に関心を持ち、自ら実践するには、効果的な普及啓発が必要です。

各種広報媒体やイベント等の機会を活用して、市民の食育に対する関心を高め、主体的な行動につながるよう、幅広い分野にわたる食育について総合的な啓発を図ります。特に朝食の欠食など食に関する課題の多い、若い世代に向けた効果的な情報発信に努めます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
共通のテーマによる普及啓発	市全体で取り組みを実施する共通のテーマを定め、テーマに沿った重点的な普及啓発を推進	健康福祉局
	方向性 新規	
ウェブサイト「なごや食育ひろば」による普及啓発	食に関するコラムやレシピ、イベントのお知らせなどを掲載したウェブサイト「なごや食育ひろば」により食育の普及啓発を推進（アクセス件数 142,367 件）	健康福祉局
	方向性 拡充：アクセス件数 200,000 件	
広報媒体やイベント等を通じた啓発	各種の広報媒体や、様々なイベント等の機会を活用し、食育の意義や必要性について、ライフステージやニーズに応じた普及啓発を推進	健康福祉局
	方向性 拡充：啓発機会等の増加	

■ ウェブサイト「なごや食育ひろば」

本市では、食育に関する情報を取り扱うウェブサイト「なごや食育ひろば」を運営しています。食育について分かりやすく紹介するとともに、食に関するコラムやレシピ、イベントの情報なども掲載しています。

<http://www.kenko-shokuiku.city.nagoya.jp/>



■ 毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日

国は、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定めています。本市では、食育月間や食育の日に、街頭キャンペーンや各種広報媒体を利用して、家族や友人と一緒に食事を楽しむ「輪食」などの食育の実践を呼びかけています。



街頭キャンペーン

(2) 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進

食育の推進においては、行政のみならず多様な関係者がそれぞれの持つ知識や特性を活かし様々な取り組みを行っています。こうした関係者との連携による総合的な取り組みを推進します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
地域における連携による協働事業の推進	地域で食育に取り組む、団体、企業、大学等との協働による食育講習会の実施などにより、地域における食育活動の活性化を推進	健康福祉局
	方向性 新規	
なごや食育応援隊との連携による食育推進	食育の活動をしている市民、団体及び企業を「なごや食育応援隊」として登録し、食育に関する普及啓発を推進（登録者数 1,151 人）	健康福祉局
	方向性 拡充：登録者数 1,300 人	
食育推進協力店との連携による食育推進	栄養成分の表示、食生活や健康に関する情報を提供する飲食店等を「食育推進協力店」として登録し、栄養を中心とした健康に関する普及啓発を推進（登録数 4,692 店）	健康福祉局
	方向性 拡充：登録数 5,000 店	

■ なごや食育応援隊

なごや食育応援隊とは、食育の活動をしている市民、団体、企業で構成されており、それぞれの立場から、市民を対象とした「食育」の活動を行っています。

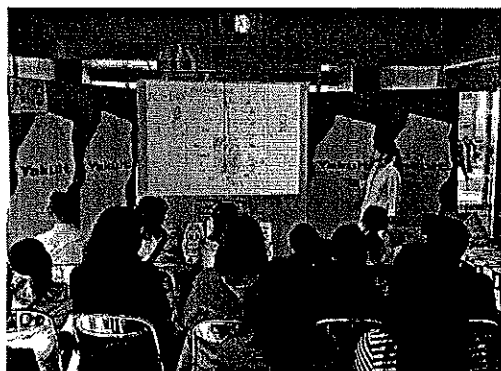
なごや食育応援隊の活動内容は、ウェブサイト「なごや食育ひろば」で紹介しています。



料理教室



地産地消の活動



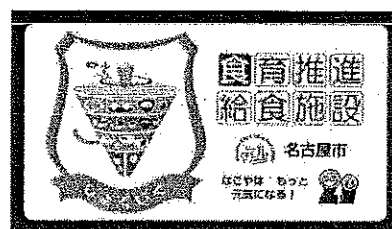
イベントでの活動



地域からの依頼に応じた活動

■ 食育推進協力店

食育推進協力店とは、外食や中食（惣菜や弁当などを買って帰り、家でとる食事）に含まれるエネルギーなどの栄養成分値の表示や、食事バランスガイドをはじめとする食生活に関する情報提供を進めることで、市民の健康づくりをサポートするお店や給食施設です。



2 ライフステージに応じた生活習慣や食習慣の定着の推進

生涯にわたって健康で心豊かに過ごすためには、ライフステージに応じた生活習慣や食習慣を実践することが大切です。ライフステージにおける様々な場面において、基本的な生活習慣や望ましい食習慣についての知識の普及啓発を行うとともに、食に関する指導や体験などを通じて、健全な食生活を実践できるよう取り組みを推進します。

(1) 妊産婦や乳幼児等に関する食育の推進

妊娠・授乳期は自分自身と家族の食生活への関心が高まる時期です。また、乳幼児期は心身ともに発育が盛んであるとともに、将来の健康づくりに影響を与えます。

妊娠・授乳中の食事や離乳食などの子どもの食事について栄養指導や相談などを行い、母子の健康のための食習慣の確立や、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を支援します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
「妊産婦のための食生活指針」の普及・啓発	母子健康手帳交付時に、リーフレットの配布とあわせて希望者に食事相談を実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
両親学級	両親学級や母乳相談で望ましい食事のとり方、食習慣についての情報提供や助言、調理実演等を実施（両親学級 1,862 人、母乳相談 245 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	
妊婦等調理技術向上支援講習会	基本的な調理技術を身につけ、妊娠中に必要な栄養を食事から摂取できるよう、調理実習を含めた指導や相談を実施（266 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	
乳幼児健康診査等における栄養指導・相談	子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進に資するよう、また、望ましい食習慣や生活習慣の定着を図ることができるよう、個々の状況に応じた支援を実施（3か月児健診 10,188 人、1歳6か月児健診 19,297 人、3歳児健診 18,907、乳児期の相談 908 人、幼児期の相談 503 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	
離乳食講習会	7、8か月、9～11か月、1歳などの発育・発達の段階に合わせた、離乳食指導や相談を実施（2,963 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	
幼児食講習会	偏食、小食などの食事の悩みについて調理実演等を行いながら相談を実施（376 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	
地区栄養講習会	乳幼児の保護者、幼稚園の父母の会、地域のグループなどを対象に食生活の改善や向上を図るために講習会を実施（495 人）	子ども青少年局
	方向性 継続	

関連計画：なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015（子ども青少年局）

離乳食講習会

離乳食が始まるとママやパパの悩みや心配事が増えてきます。「なかなか食べてくれない」「どれくらいの量が適当かわからない」「何を作ったらいいの？」等々。そんな親子を対象に離乳食の進め方を実際に調理実演や試食等を通じて目で見て体験して学んでもらい、また同じような月齢のお友達のママ・パパ同士で情報交換等ができる講習会を開催しています。



■ 食物アレルギーに配慮した食育の推進

アレルギー対策の一層の充実を図るため、平成26年6月にアレルギー疾患対策基本法が制定されました。法の趣旨に基づき、本市においても引き続き食物アレルギーに配慮した食育の推進に取り組めます。

- ・保健所の乳幼児健康診査等において、保護者から食物アレルギーなどについての聞き取りを行うとともに、必要に応じて相談事業の案内や医療機関の紹介などを実施
- ・保育所等における「保育所給食における食物アレルギー児への対応指針」に基づく、食物アレルギー対応給食の提供
- ・学校における「食物アレルギー対応の手引き」に基づく、小学校の食物アレルギー対応給食の提供や「中学校スクールランチアレルギー情報」などの提供
- ・ウェブサイト「なごや食育ひろば」における、食物アレルギーに関する普及啓発

(2) 保育所等における食育の推進

保育所等や幼稚園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に、生活の多くの時間を過ごすところです。保育所等や幼稚園での様々な食体験や食に関する指導などを通じ、望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成に取り組めます。

また、保育所等においては保育所保育指針に基づき、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(*1)や「保育所における食育の計画づくりガイド」(*2)を参考に、保育内容の一環として食育を位置づけ、子どもの年齢・発達に沿った適切な食育の実践を行います。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
児童の食育体験	伝統食・行事関連の食事体験、野菜の栽培、調理体験、配膳や片付けの体験、食物アレルギーの対応等特別な配慮などを実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
保護者への啓発	給食だよりの発行と家庭への配布、給食の見本展示、保育参観等における食事指導などを実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
地域との食育活動	地域の高齢者を招待する食事会、地域の妊産婦や子育て家庭を対象とした講習会などを開催	子ども青少年局
	方向性 継続	
保育所等職員研修	食育をテーマに保育所等職員を対象とした研修を実施(4回)	子ども青少年局
	方向性 継続	
幼稚園児や保育園児等への啓発	保健所における給食施設指導等の際に、絵本や紙芝居等を使用して、朝食や野菜の摂取などの望ましい食習慣の定着を図る指導を実施(15,588人)	子ども青少年局
	方向性 継続	
幼稚園における食に関する指導	食べ物への興味・関心をもたせたり、食べる喜びや楽しさを味わわせたりするなど、食育を通じた望ましい食習慣の育成	教育委員会
	方向性 継続	

関連計画：なごや子ども・子育てわくわくプラン2015(子ども青少年局)

：名古屋市教育振興基本計画(教育委員会)

***1 《楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～》**

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成のために、保育所における食育の内容、配慮事項、食育の計画作成・評価方法等、保育所における食育のあり方に関する検討内容が報告書としてとりまとめられました。（平成 15 年度 児童環境づくり等総合調査研究事業）平成 16 年 3 月に厚生労働省より公表され、保育所における食育の計画作成の参考にしよう通知されています。

***2 《保育所における食育の計画づくりガイド》**

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」を踏まえて、保育所の職員が食育の計画づくりをすすめる上での具体的な要点をとりまとめたものです。平成 19 年 11 月に厚生労働省より公表され、保育所における食育の計画作成の際の参考にしよう通知されています。

保育所における調理体験

子どもが毎日の生活と遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しむための取り組みとして、園庭で栽培・収穫した野菜を使った調理体験を実施しています。



ゴーヤを使った、ハンバーグづくり



トマトとピーマンを使ったピザクッキング

(3) 学校における食育の推進

学齢期は生活習慣が形成される時期であり、食への関心を高めたり、判断力を養ったりすることで、食に関する基本的な習慣を身につける重要な時期です。

小・中・特別支援学校では、給食の時間、家庭科や保健体育をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等において食に関する指導を充実し、学校における食育を組織的・計画的に推進します。特に、健全な食生活についての指導では、学習教材を活用し、栄養教諭・学校栄養職員による指導も推進します。

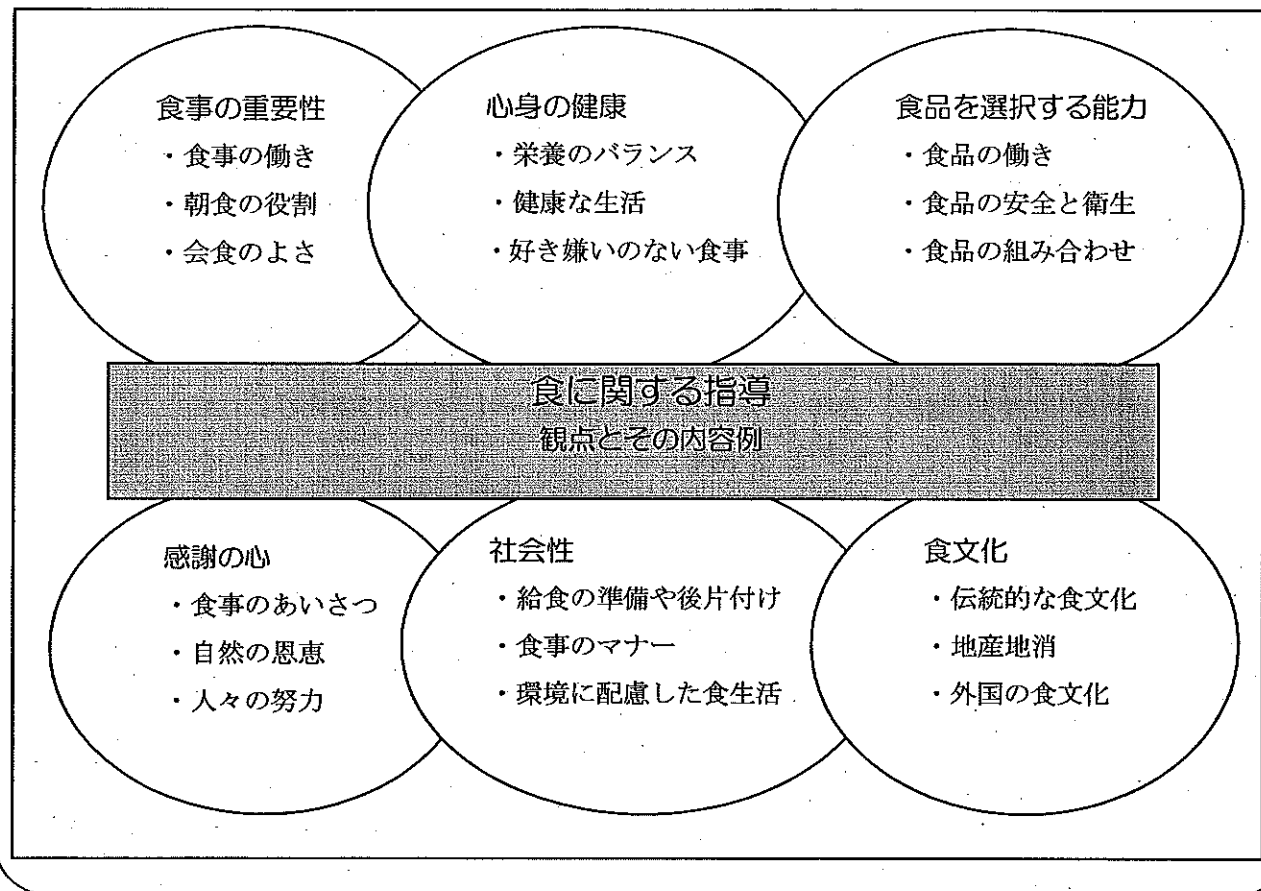
主な取り組み	取り組み内容	所管局
食に関する指導	「なごやっ子食に関する指導の手引」を活用し、学校給食を教材とするなどの食に関する指導を実施するとともに、献立表を毎月家庭へ配布	教育委員会
	方向性 継続	
スクールランチの献立募集	生徒の食物への関心と理解を深めるため、生徒から献立を募集し、優秀なものをスクールランチに採用（年１回）	教育委員会
	方向性 継続	
給食新聞・給食だよりの発行	小学校給食に関わる献立など、食育推進につながる内容を掲載する「なごやの学校給食」や食に関連する情報を記載した給食だよりにより、保護者と連携して食育を推進（給食新聞年２回、給食だより毎月発行）	教育委員会
	方向性 継続	
元気いっぱいなごやっ子の育成事業	「元気いっぱいなごやっ子カード」等を活用し、早寝早起きや朝食の摂取などの望ましい生活習慣の定着を図る指導を推進	教育委員会
	方向性 継続	
食育推進に関する教職員研修	栄養教諭・学校栄養職員や一般教員等を対象に、衛生管理、食に関する指導、食物アレルギー等の研修を実施	教育委員会
	方向性 継続	
学校保健委員会を活用した食育の推進	学校医、教職員、保護者、地域等が連携して、食育に関する取り組みを推進	教育委員会
	方向性 継続	

関連計画：名古屋市教育振興基本計画（教育委員会）

■ 学校における食に関する指導

【「なごやっ子食に関する指導の手引き」資料より】

「食に関する指導」の内容を観点ごとに例示した図



■ スクールランチ

スクールランチは、食生活を自主的に管理できる力、くつろいだ会食で豊かな心や、個を尊重した好ましい人間関係を育てることを目標に中学校で実施しています。各学校にランチルームを整備して、ランチルーム用、教室用それぞれに2種類のメニューを用意し、その上、家庭からの弁当を含めた選択式の給食です。



ランチルーム用メニュー（例）

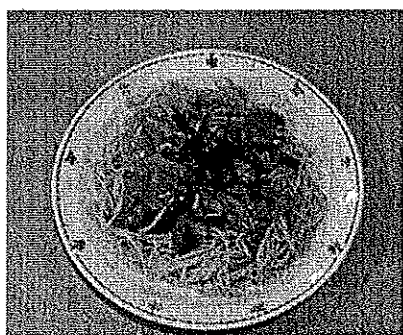


教室用（ランチボックス）メニュー（例）

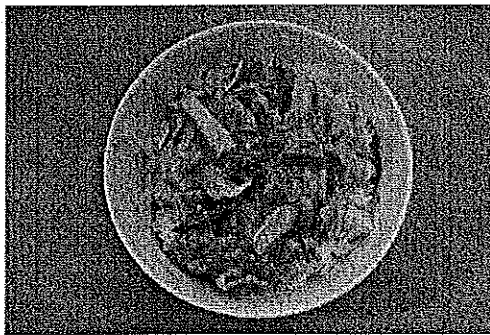


ランチルームでの食事

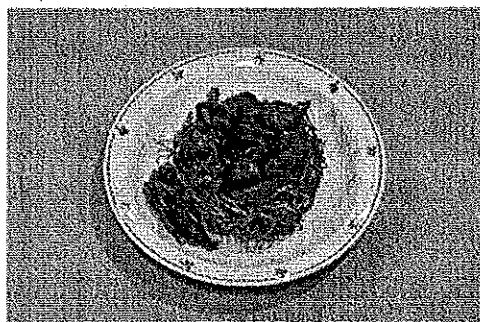
●平成 26 年度献立募集「こんなおかずがあったらいいな」で応募された 2,692 点のうち、スクールランチに採用された献立の一例です。



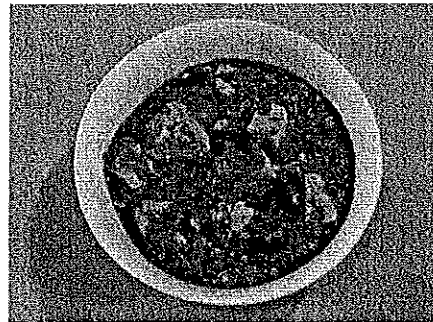
ゆずっこパスタ



まるやかとんこつ風ちゃんぽん丼



酢どりあん焼きそば



カレーマヨ丼

(4) 家庭等における食育の推進

家庭は基本的な生活習慣を身につける上で、大きな役割を担っています。早寝、早起きをして、朝ごはんを食べることなどの生活習慣や、あいさつなどの食事のマナーを子どもの頃から身につけることは、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎となります。また、家族や友人と一緒に食事をするなどの食を通じたコミュニケーションにより、人と人が信頼関係を築くとともに、食に関する感謝の念や理解、知識を身につけることにつながると考えられます。

保護者が子どもとともに、家庭において食を楽しみながら健全な食生活を実践できるように、保護者向けのセミナーの開催やパンフレットの配布などにより、望ましい食習慣や知識に関する普及啓発を行います。また、料理教室などの食に関する体験講座を開催し、実践によって食に関する理解を深めることができるよう支援していきます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
青少年育成事業における啓発	子ども向け体験活動情報誌「わくわくキッズナビ」へ食育に関する記事を掲載し、市内小中特別支援学校の児童・生徒に配布するなど、普及啓発を実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
児童館、とだがわこどもランドにおける料理教室等	子ども、保護者向けの料理教室等を実施（124回）	子ども青少年局
	方向性 継続	
「親学」の推進	家庭の教育力を高めることをめざす中、各家庭において、早寝・早起き・朝ごはんなどの生活習慣を身につけるため、PTAによる「家庭教育セミナー」の実施や、生涯学習センターでの「親学」に関する講座・事業を開催するほか、親学パンフレットを市内全ての幼稚園、保育所等、小中・特別支援学校の保護者へ配布し、普及啓発を実施（「食育」に関する家庭教育セミナー37回、15親学講座・事業）	教育委員会
	方向性 継続	
生涯学習センターでの子ども向けの「食育」に関する講座・事業	小中学生を対象とした食に関する体験講座や事業を実施（40講座・事業）	教育委員会
	方向性 継続	

関連計画：なごや子ども・子育てわくわくプラン2015（子ども青少年局）

名古屋市教育振興基本計画（教育委員会）

■ 親学

本市の推進する「親学」とは、子どもにとって親はどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさなどについて学ぼうというものです。

早寝・早起きをする、3度の食事をしっかりとるといった基本的な生活習慣が、その日一日の子どもの生活を安定させることにつながります。特に朝食は一日のスタートであり、体にエネルギーを補給し、集中力ややる気、体力を発揮し持続させるものです。

また、子どもの心のサインを見つけやすいのも、朝の時間帯と言われています。食育について親子で考えるきっかけとして、朝ごはんの時間を活用してみてもいいかもしれません。

■ 「輪食」のすすめ

家族や友人と食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、人と人が信頼関係を築くとともに、食に関する感謝の念や理解、知識を身につける機会にもなります。

特に子どもにとっては、豊かな人間性や望ましい生活習慣の形成に大きな影響を及ぼします。

個人のライフスタイルや家庭の状況が多様化している中で、家族みんながそろって食事をするのが難しい面もありますが、家族や友人と会話を楽しみながら食べる食事は、心もからだも元気にしてくれます。

家族がそろいやすい朝食や週末だけでも、家族で食卓を囲む「輪食」をこころがけましょう。

とだがわこどもランドにおける料理教室

子ども自身が調理経験を通じて自立心や達成感を味わえるよう、また乳幼児を持つ親子に対して食育を行うことで、食に関する不安や育児のストレスを解消し、幅広い年齢層に対して食の楽しさ、家族の食卓のふれあいの場を提供しています。



親子クッキング

(5) 若い世代を中心とした食育の推進

若い世代においては、朝食の欠食などの食に関する課題が多い傾向にあります。食育を次世代に伝えつなげていく世代でもあることから、食に関する意識を高め、健全な食生活を実践することができるよう重点的な普及啓発に取り組みます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
大学との連携による食育の推進	大学と連携し、自立した生活を始める時期である大学生を対象に、朝食レシピなどの望ましい生活習慣や食習慣に関する情報提供を行うほか、学生が食育の担い手となり普及啓発を行う取り組みを実施	健康福祉局
	方向性 新規	
働く世代への健康情報の提供	企業や健康保険組合と連携し、新入社員等の若い世代を中心とする働く世代に向けた、望ましい生活習慣や食習慣などの食や健康に関する情報提供を実施	健康福祉局
	方向性 新規	
若い世代の取り組み事例の紹介	若い世代の食育への関心を高めるため、同世代による食育に関する取り組み事例などの紹介を、ウェブサイトやイベント等において実施	健康福祉局
	方向性 新規	

■ 食べよう！朝ごはん

朝ごはんは1日のパワーの源（みなもと）

朝ごはんを食べると、体温が上がり、からだの動きが活発になります。食べないと、疲れやすくなったり、イライラしやすくなると言われています。

朝ごはんで肥満予防！

朝ごはんを食べないと、前日の夕食から昼食まで12時間以上空腹状態になります。1日2食にすると、体はエネルギー源となる脂肪を蓄えようとするため、肥満につながりやすいと言われています。

朝ごはんで集中力アップ！

脳は眠っている間もエネルギー源となるブドウ糖（ごはん、パン、めんなどの炭水化物が体内で分解されたもの）を消費しています。朝ごはんを、しっかり補給すると仕事や勉強への集中力アップが期待できます。

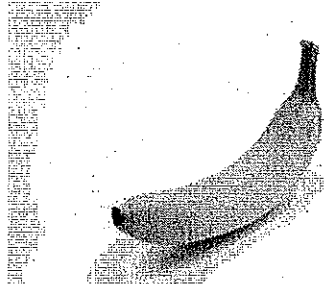
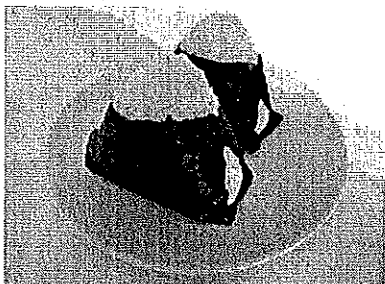
このように朝ごはんには様々な効果があります。しかしながらライフスタイルや家庭状況の多様化などにより、特に若い世代を中心に、朝ごはんを食べていない人や、栄養バランスの整っていない朝ごはんを食べている人が増えています。

朝食を食べる習慣がない人は、まず、毎朝、何か食べることから始めて、栄養バランスのとれた朝食へとステップアップしましょう。

明日から始める朝ごはん生活

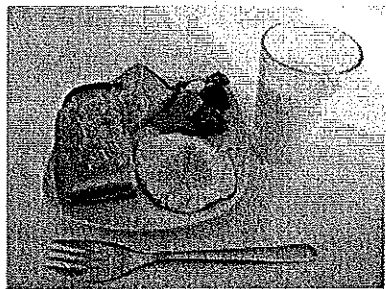
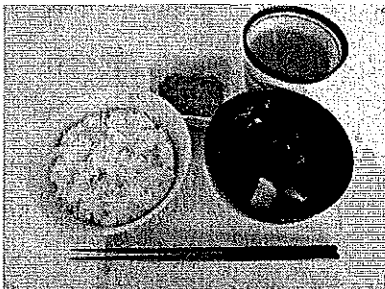
ステップ1 「毎朝、何か食べる習慣を身につけましょう！」

朝ごはんを食べていない人は、毎朝、おにぎりやパン、果物など何か1品食べる生活を始めましょう。



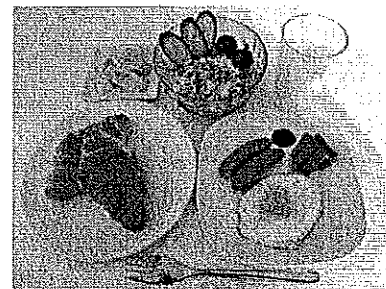
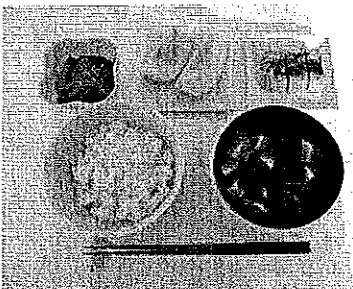
ステップ2 「2品以上組み合わせさせて食べましょう！」

朝ごはんを食べる習慣が身についたら、エネルギーのもとになる「主食」と、たんぱく質や脂質を多く含む「主菜」を組み合わせさせて2品以上食べるようにしましょう。



ステップ3 「栄養バランスを考えてみましょう！」

「主食」と「主菜」に、ビタミンや食物繊維などを多く含む「副菜」を組み合わせさせて、栄養バランスを良くしましょう。牛乳・乳製品や果物もあるとなお良いです。



(6) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

市民一人ひとりが自分に見合ったバランスのとれた食事を取り、適正体重を維持するなどの健康管理が行えるよう、「食事バランスガイド」などを活用し、望ましい食習慣についての知識を普及啓発するとともに、相談や指導、バランスよく食べるためのレシピなどの情報提供を行い、健全な食生活を実践できるように支援します。

また、食習慣だけでなく、運動や生活習慣等についても相談や指導等を行い、生活習慣病の発症予防等を図ることで、健康寿命の延伸をめざします。

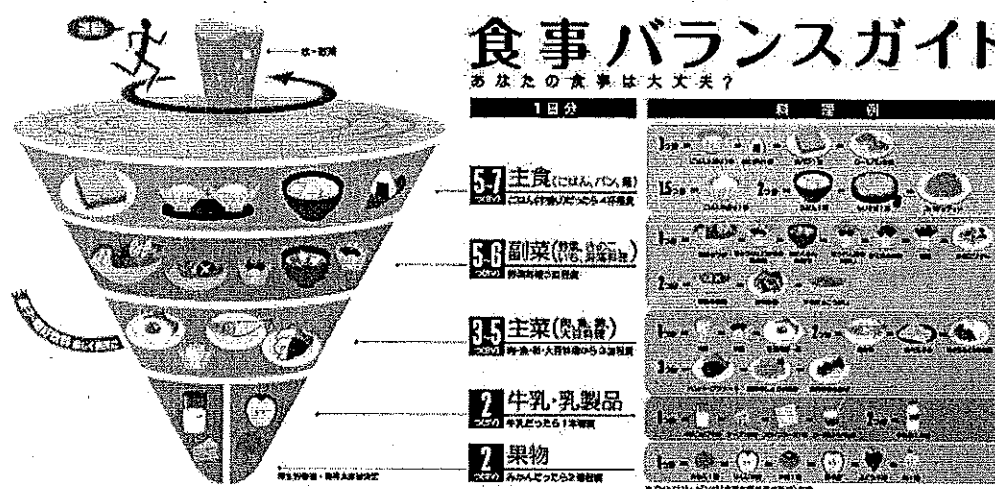
主な取り組み	取り組み内容	所管局
生活習慣病予防のための指導等	バランスのよい食事や運動等の生活習慣に関する講話や実技指導等を実施（地域健康づくり事業 6,532 人、ロコモティブシンドローム予防教室 1,316 人） 方向性 継続	健康福祉局
高齢者の栄養指導等	介護予防事業として高齢者の低栄養予防や簡単な調理の方法など、栄養改善に関する普及啓発を実施（食生活充実事業 5,906 人） 方向性 継続	健康福祉局
給食施設への栄養指導等	事業所、福祉施設、病院等の給食施設に対し、講習会や巡回指導等により、栄養管理の改善及び利用者への栄養情報の提供等についての指導・支援を実施（給食管理指導等実施施設数 延 4,099 施設） 方向性 継続	子ども青少年局

関連計画：健康なごやプラン 21（第 2 次）（健康福祉局）

はつらつ長寿プランなごや 2015（健康福祉局）

■ 食事バランスガイド

「食事バランスガイド」とは、食事を「主食」「主菜」「副菜」「牛乳・乳製品」「果物」の 5 つの料理グループに分け、それぞれ一日に必要な量をコマの形のイラストに当てはめて表したものです。



■ 毎日プラス1皿の野菜で健康生活

野菜はビタミン、ミネラル、食物繊維を多く含んでおり、三大栄養素（たんぱく質、脂質、炭水化物）の働きを助け、からだの調子を整える役割を持っています。

また、循環器疾患やがんの予防等に効果的に働くといわれています。

大人が1日に必要とされる野菜の目標摂取量は350gとされており、これは日本人の大人の平均摂取量283.1g（平成25年国民健康・栄養調査結果）に野菜料理をもう一皿加えた量にあたります。

意識して野菜を摂ることで、他の食品の食べすぎが抑えられ、彩りの美しいバランスの整った食事になります。



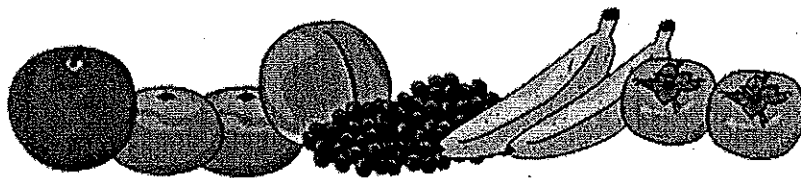
■ 果物をもっと食べよう

果物も野菜と同様に、ビタミン、ミネラル、食物繊維が豊富に含まれています。

近年の研究では、果物は医学・栄養学的な視点からも毎日の食生活に欠かせないものと位置づけられています。

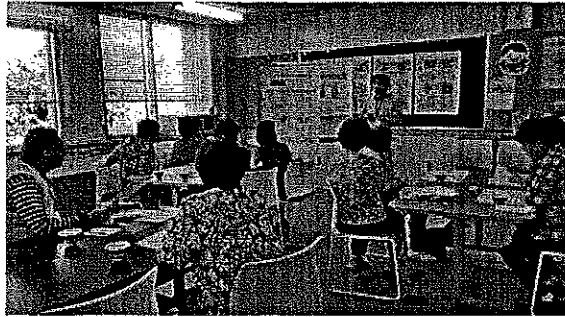
1日200g（みかんなら2個程度）の果物を食べることが薦められていますが、日本人の大人の平均摂取量は116.5g（平成25年国民健康・栄養調査結果）となっています。

健康維持や疾病予防を意識して、旬を感じさせる果物を毎日の生活に取り入れましょう。



食生活充実事業

高齢期にあっても、食事のとり方や内容を見直す機会を持つことにより介護を予防し、おいしく楽しく食事が食べることができ、いきいきとした健康的な生活が維持できるよう、栄養に関する講話や調理実習等をまじえた教室を実施しています。



栄養に関する講話



調理実習後の会食

■ 災害時の食の備え

食事の基本は、1日3食「主食」、「主菜」、「副菜」をそろえることですが、大規模な災害が発生すると、水、電気、ガスなどのライフラインが途絶え、食料品の入手が困難になることが予測されます。

水は3日分、食品は7日分程度を買い置きし、賞味期限を定期的を確認し、使い回しておくことが必要です。また、災害時はストレス等により食欲が低下することがありますので、日頃から食べ慣れたものを準備しておきましょう。

家族の中に、乳幼児、高齢者、食物アレルギーの方など、食事に特別な配慮が必要な人がいる場合は、それぞれの状況にあわせた食品をそろえておくことも大切です。



(7) 歯と口の健康と食育の推進

歯と口の健康を保つことは、栄養を摂取するだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな食生活を営むうえで重要な役割を果たしています。また、近年では、歯の健康と全身の健康状態との関連が明らかになってきており、歯の喪失が少なく食事を良く噛めている人は、活動能力が高く、生活の質が高いことが分かってきています。

健康でいきいきとした生活を送るために、生涯を通じて自分の歯でよく噛んで味わって食べることができるよう、ライフステージに応じた歯科口腔保健事業を推進します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
妊産婦の歯科指導等	両親学級において歯科保健指導を実施し、協力歯科医療機関で、妊産婦歯科診査として、歯科診査及び保健指導を実施（両親学級 1,874 人、妊産婦歯科診査 13,091 人） 方向性 継続	子ども青少年局
乳幼児の歯科指導等	むし歯予防や口腔機能の健全な発達のため、歯科検診や歯科保健指導等を行うとともに、幼稚園や保育所等へフッ化物洗口法の普及を実施 （3 か月児健診 6,988 人、1 歳 6 か月児健診 19,386 人、3 歳児健診 18,907 人、むし歯予防教室 2,762 人、母と子の歯の健康教室 4,308 人、お口の発達支援事業 9,189 人、4 歳児及び 5 歳児歯の健康づくり事業 23,720 人、フッ化物洗口実施園数 126 か所） 方向性 拡充：フッ化物洗口実施園数の増加	健康福祉局 子ども青少年局
「120運動」の推進	市内全小学校において新入学児童の保護者へ啓発リーフレットを配布するほか、保護者への講演や親子ブラッシングを実施 方向性 継続	教育委員会
成人の歯科指導等	特定の年齢の市民に対する歯周疾患検診の実施や、口の機能を維持し歯の健康を保つことが、バランスのとれた食生活につながることを普及啓発するため、歯と歯ぐきの健康づくり事業を実施（歯周疾患検診受診者数 8,404 人、歯と歯ぐきの健康づくり事業 762 人） 方向性 拡充：歯周疾患検診受診者数の増加	健康福祉局
高齢者の歯科指導等	介護予防事業として高齢者の摂食・嚥下機能訓練や口腔清掃など、口腔機能の維持向上に関する普及啓発を実施するほか、特定の年齢の市民に対する歯周疾患検診や在宅寝たきり者への訪問歯科審査等を実施（お口の機能向上事業 12,223 人、歯周疾患検診受診者数 5,529 人、在宅寝たきり者訪問歯科診査 897 人） 方向性 拡充：歯周疾患検診受診者数の増加	健康福祉局
歯と口の 1 日健康センター	名古屋市歯科医師会、愛知県歯科衛生士会との共催による「歯と口の 1 日健康センター」において、歯科相談や保健指導等を実施 方向性 継続	健康福祉局
なごや 8020 フェスティバル	名古屋市歯科医師会をはじめとした関係機関と共催し、8020 啓発のためのイベントを実施 方向性 継続	健康福祉局

関連計画：健康なごやプラン 21（第 2 次）（健康福祉局）

はつらつ長寿プランなごや 2015（健康福祉局）

なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015（子ども青少年局）

■ 8020運動

「8020（ハチマル・ニイマル）運動」は「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。80歳になっても自分の歯が20本以上あると、ほとんどのものがおいしく食べることができると言われており、生涯、自分の歯で食べる楽しみを目標にこの運動が始まりました。8020運動の達成者は、歯だけではなく全身も健康で、長生きといわれています。

本市では、平成25年3月に「名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

食べ物をよく噛み、味わい、しっかりと飲み込むことは、お口の機能の発達を促します。

また、定期的な検診や、お口の中をきれいにすることは、歯と口の健康を維持し、生涯にわたる全身の健康の保持増進に重要な役割を果たします。

引き続き、ライフステージに応じた歯科口腔保健事業を実施し、8020達成者の増加など、市民の歯と口腔の健康の保持増進を目指します。

■ 120運動

「8020運動」を達成するため、小児期からの発達段階にあわせた適切な管理が必要であるとの視点から、名古屋市学校歯科医会が、「12歳児でむし歯をできる限り0本に近づけ、歯・口の健康が〇(まる)の状態になること」を目指して提唱している運動です。

■ 歯と口の健康週間

毎年6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です。歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、むし歯や歯周病などの早期発見・治療につなげることや、歯と口の健康を守る生活習慣を身につけていただくことを目的としています。

本市においては、各保健所で「歯と口の1日健康センター」を名古屋市歯科医師会、愛知県歯科衛生士会との共催により開催し、歯科検診、歯科相談、保健指導などを実施しています。



歯と口の1日健康センター

(8) 福祉の視点による食育の推進

近年の世帯構造の変化や子どもの相対的貧困率が上昇傾向にあることなどから、個人や家庭における生活環境や経済状況の違いが食育に与える影響についても考慮していく必要があります。また、障害者やひとり暮らし高齢者など、自ら食育を実践することが困難な場合のある方への配慮も必要であり、それぞれの特性に応じた取り組みを進めます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
乳幼児健康診査等における栄養指導・相談（再掲）	子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進に資するよう、また、望ましい食習慣や生活習慣の定着を図ることができるよう、個々の状況に応じた支援を実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
児童養護施設等での食育体験	家庭環境に恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもの自立支援のため、食と健康への関心を高めたり、食コミュニケーションを充実させるような食育体験や調理実習のような技術的体験を実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
福祉施設等に従事する職員の研修	児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者施設等に従事する職員に対し、それぞれの特性に応じた食事の提供や食育指導を行うための研修を実施	健康福祉局 子ども青少年局
	方向性 継続	
配食サービス	障害者や高齢者の在宅生活の食生活支援や利用者の安否の確認のため、配食サービスを実施（障害者自立支援配食サービス 994 人(年度末利用者数)、高齢者自立支援配食サービス 1,74 人(年度末利用者数)、生活援助型配食サービス 7,804 人(月平均利用者数)）	健康福祉局
	方向性 継続	
障害児・障害者訪問歯科指導	障害児・障害者及びその関係者を対象に、施設を訪問し、歯科保健指導を実施（496 人）	健康福祉局
	方向性 継続	

関連計画：名古屋市障害者基本計画（第3次）（健康福祉局）

はつらつ長寿プランなごや 2015（健康福祉局）

健康なごやプラン 21（第2次）（健康福祉局）

なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015（子ども青少年局）

■ ふれあい給食サービス事業

高齢者や障害者の方々のふれあいを目的に、小学校区ごとに設立されている地域福祉推進協議会などが中心となり、コミュニティセンターなどに集い共に食事をして、おしゃべりや交流を楽しむ食事が催されています。

この事業はボランティアが主体となって開催されており、ひとり暮らし高齢者や障害者、地域のボランティア等が食事を介してふれあうことで、孤独感を解消し、地域の連帯感を高める取り組みとなっています。

■ ライフステージにおける食育の視点

(1) 妊娠期・授乳期

妊娠・授乳期は、お母さんと赤ちゃんの成長にとって大切な時期です。

妊娠・授乳期を通して、お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育のために、食事はとても大切な役割を果たします。

妊娠をきっかけに、妊婦自身や家族の食事を見直し、これからの子育てにおける望ましい生活習慣、食習慣の基盤づくりをはじめることが大切です。

(2) 乳幼児期（概ね 0～5 歳）

心身ともに最も成長・発育が著しいため、よい食習慣や楽しい食卓は、健康はもちろん、心の成長にも大きく影響を及ぼします。食生活の基礎や食べる機能の発達、規則正しい生活リズムをつくる時期で、家庭が大切な役割を果たします。

特に、親子を結ぶきずなとしての食事の役割は大きく、食を通じたふれあいは、乳児期には授乳や離乳食を通じて、幼児期には様々な食体験を通じて、健やかな心身の成長を促します。

また、家庭や幼稚園、保育所等などでの食体験を通じて、五感を磨き、たのしく食べる環境づくりも大切です。

(3) 学童期（概ね 6～11 歳）

幼児期からの望ましい食習慣や生活習慣をしっかりと確立し、家庭の食事や学校給食を通して身体の成長と食事の関係について学び、食に関する知識を広げ、興味や関心を高めていく時期です。

成長に伴い、自分自身で食事を選択したり判断する機会が増え、自分に合った食生活を選ぶ力を育てることが大切になってきます。

家庭での料理づくりや家事の手伝い、家族や友だちとの輪食、作物の栽培などの体験は豊かな感性を養います。

また、家庭や学校、地域において四季折々の行事や伝統的な食文化などを体験することで、食とそれを取り巻く環境に関心を持ち、食べ物を大切にすることを育むことも大切です。

(4) 思春期（概ね 12～18 歳）

自分自身の食生活について考えはじめ、食事の選択、判断などの自己裁量により、望ましい生活習慣・食習慣を実践していく時期です。

夜遅くまで勉強をしたり、携帯電話やスマートフォン、ゲームなどに夢中になり、就寝時間が遅くなるなど、生活リズムが乱れやすくなります。また、肥満ややせといった健康に影響を及ぼすような健康課題も見られる時期です。

健康について自ら考え、情報を読み解く力を養い、自分に合った食習慣や健康の管理を実践することが大切です。

(5) 青年期（概ね 19～39 歳）

気力・体力ともに充実した世代で、就職や結婚、出産、子育てなどにより、生活が大きく変化する、ストレスも多く生活リズムが不規則になりやすい時期です。

身体機能は20代をピークに衰えはじめるため、自分の健康状態を知るとともに、健康を維持増進するための情報を得て、自分に合った食に関する正しい選択や判断する力を身につけることが大切です。

また、次世代を育てる食育の担い手であることを認識して、望ましい生活習慣・食習慣について、自分自身が実践するとともに、子どもたちが実践できるよう育てることも大切です。

(6) 壮年期（概ね 40～64 歳）

働き盛りの世代が健康でいきいきと暮らしていくために、生活習慣病を予防するための生活習慣や食習慣の実践が大切な時期です。

仕事でも家庭でも忙しく、自分の健康に関心を持ちにくい時期でもありますが、身体機能が徐々に衰える次のライフステージを健康に過ごすためにも、望ましい食習慣や生活習慣を確立することが大切です。

また、食に関する豊かな知識や経験を、次世代に伝えていくことも大切です。

(7) 高齢期（概ね 65 歳以上）

健康で長生きするには、規則正しい生活を続けていくことが大切です。そして、家族や友人、地域とのコミュニケーションを通じた豊かな食環境を大切にしたい時期です。

生活習慣が変化する時期で心身ともに個人差が大きく、加齢による身体の変化に合った望ましい食習慣を意識して健康の維持に努めるとともに、食に関する豊富な知識や経験を家族や地域に伝えていくことも大切です。

3 「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進

食育を進めていく上で、食を生み出す場としての「農」に関する理解は重要です。「農」とのふれあいや地産地消等を進め、生産者と消費者の信頼関係や、農業の振興を図ります。また、「農」を通じて、市民の食に関する感謝の念と理解が深まるよう取り組みを進めます。

(1)「農」とのふれあいの促進

体験水田や市民農園における栽培・収穫体験、農業ボランティアの育成などにより、市民の「農」とのふれあいを促進します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
体験水田	市民水田等の体験水田により、市民の「農」や自然とのふれあいを促進（市民水田1か所、田んぼアート1か所）	緑政土木局
	方向性 継続	
市民農園	市民農園を拡充し、市民の「農」とのふれあいを促進（市民農園 4,990 区画）	緑政土木局
	方向性 拡充：区画数の増加	
農業ボランティアの育成	農業ボランティアの育成による「農」を取り入れた暮らしづくりの推進（累計 447 人）	緑政土木局
	方向性 継続	

関連計画：なごやアグリライフプラン（緑政土木局）、

■ 農業ボランティア

市民に対し育成講座を実施し、修了者はボランティア組織に加入して、市内農業者の支援を展開しています。

体験水田

港区南陽地区において、水田との関わりの中で市民・企業・農業者等が協働で「農」を支え、都市の貴重な水田を保全していく取り組みとして、本市や地元組織が中心となって、市民水田や田んぼアート等を行っています。



田んぼアート



稲刈り体験

(2) 食農教育の推進

子どもたちをはじめ、多くの市民を対象にして、食や農業に関する情報の提供や、農業体験などの食農教育を推進することは、食や農業への関心と理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を育むことに有効であると考えられます。

学校への講師の派遣や、農業公園などで体験や学習機会の提供により食農教育を推進します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
保育所等における野菜の栽培	保育所等において、苗の植え付け、水やり、野菜の収穫、調理、食事を体験	子ども青少年局
	方向性 継続	
農業公園における体験講座	農業公園において、食や農業に関する学習や体験の機会を提供し、食農教育を推進（66 講座）	緑政土木局
	方向性 継続	
地産地消給食講師派遣事業	学校給食で使用される名古屋産食材を教材とした出前授業を行う地産地消給食講師を小学校へ派遣し、食農教育を推進（38 回）	緑政土木局
	方向性 継続	
幼稚園における食に関する体験活動	食への関心を深めるため、幼稚園において野菜や果物の栽培、収穫した野菜の調理など、食に関する体験活動を実施	教育委員会
	方向性 継続	

関連計画：なごや子ども・子育てわくわくプラン（子ども青少年局）

なごやアグリライフプラン（緑政土木局）

名古屋市教育振興基本計画（教育委員会）

■ 食農教育

食農教育とは、食糧を生産する農業の大切さや大変さ、魅力などを体験・学習する機会を提供することにより、私たちの生活に欠くことのできない農業の役割や食料の大切さを伝えることです。

■ 農業公園

農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園があります。主な体験講座としては3農業公園共催による食農講座のほか、農業センターの親子野菜栽培体験教室などの食農体験教室、東谷山フルーツパークの親子リンゴ栽培教室やジャム作り、農業文化園の田んぼの楽校などがあります。



食農体験（キッズふぁーむ）



親子リンゴ栽培教室

幼稚園での野菜や果物の栽培・収穫体験

幼稚園では、様々な野菜や果物を栽培し、生長や実りを楽しみに世話をしています。また、それらを先生や友達と一緒に収穫したり簡単な料理をしたりして食べる体験を積み重ねることで、食べ物に親しみを感じ、興味・関心をもち、進んで食べようとする気持ちを育てています。



たまねぎの収穫体験



ブルーベリーの収穫体験

(3) 地産地消の推進

地産地消の取り組みは、地域の食や農に関する理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを育むことにつながります。

消費者と生産者の相互理解や信頼関係を深め、交流する場として地産地消イベントの開催や朝市・青空市への支援を行っています。地産地消の内容や意義を様々な機会に情報発信することにより市民への理解を進めます。

また、農産物のブランド化を目指す市内生産者に栽培や流通販売対策の支援を行い、「なごやさい」をはじめとした名古屋の農産物の知名度向上を図ってきましたが、今後さらに直売や農産加工品など多角経営を目指す生産者への支援にも取り組み、市民が地元農産物に触れる機会を増やすよう努めるとともに、市民が農に触れる貴重な場である都市農業の振興を図ります。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
地産地消イベントの開催 と朝市・青空市への支援	生産者と消費者の交流や地産地消を普及啓発するためのイベントの開催や朝市・青空市への支援を実施（イベント開催3回） 方向性 継続	緑政土木局
ブランド農産物の育成	名古屋の農産物のブランド化推進や、直売・農産加工など6次産業化の取り組みを支援し、市民に地元産農産物をPRするとともに、市内農業の振興を図る（ブランド農産物累計5品目） 方向性 拡充：ブランド品目の増加、「なごやさい」の推進	緑政土木局
学校給食での地産地消の 充実	児童生徒の食物への関心と理解を深めるため、市内産、県内産をはじめとする地元産食材の使用を促進 [小学校] 米：愛知県産 100%、牛乳：愛知県産 100%、青果：愛知県産 32.8% [スクールランチ] 米：愛知県産 100%、牛乳：愛知県産 100%、青果：愛知県産 30.1% 方向性 拡充：使用増加に努める	教育委員会

関連計画：なごやアグリライフプラン（緑政土木局）

名古屋市教育振興基本計画（教育委員会）

■ なごやさい

「なごやさい」は、なごやの農家が育てた野菜です。

名古屋の中でも、いろいろな野菜が育てられています。地元野菜への関心・愛着を深めるため、名古屋の生産者が作る野菜を「なごやさい」と呼びPRしています。名古屋市内の朝市・青空市や、農産物の直売所、一部のスーパーなどの地元産コーナーで、販売しています。



なごやさいマルシェ

■ 地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することを地産地消といいます。

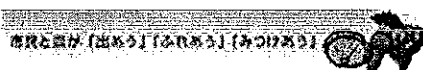
地産地消を理解することは、食の安全・安心などの関心が高まり、生産者と消費者の距離が縮まることにより、食への感謝の念や旬を知る機会にもなります。さらには、身近な食べ物を消費したり利用することになり、環境にやさしい生活を送ることにもつながります。

■ ウェブサイト「なごや農あうネット」

名古屋市産の農産物を直接購入できる農産物直売所、市民農園・市民水田、農業ボランティア育成講座など農に関する情報を提供しています。

市民と農が「出あう」「ふれあう」「みつけあう」なごや農あうネット

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



4 食文化の継承活動の推進

伝統的な食文化や食生活は、人々の心の豊かさと密接な関係があり、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えていくことが重要です。子どもや若い世代を中心に、食に関する感謝の念や理解が深まるようにするとともに、季節の行事食や伝統食、愛知の伝統野菜などへの市民の関心を高め、食文化の継承を図ります。

(1) 食文化に関する体験活動や情報提供

学校や保育所等における給食や食事体験を通じて、食文化への理解と関心の向上に努めます。また、市内で生産されている愛知の伝統野菜の普及に努め、市民の関心を高めることで、食文化の継承に取り組めます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
伝統・行事関連の食事体験	保育所等において伝統食（おこしもの、くさだんごなど）や季節の行事食（鏡開き、節分、ひな祭りなど）の食事体験を実施	子ども青少年局
	方向性 継続	
愛知の伝統野菜の普及	市内産愛知の伝統野菜の普及のため、種子の配布やウェブサイト等による情報提供を実施（4品目）	緑政土木局
	方向性 継続	
食文化を取り入れた献立の充実	小学校給食において、食文化への関心と理解を深めるため、「ふるさと献立」、「姉妹・友好都市献立」や行事にちなんだ献立を実施	教育委員会
	方向性 継続	

関連計画：なごや子ども・子育てわくわくプラン（子ども青少年局）

なごやアグリライフプラン（緑政土木局）

名古屋市教育振興基本計画（教育委員会）

食文化を取り入れた小学校給食の献立



「市制施行の日」特別献立

本市が、明治22年（1889年）10月1日に誕生したことを記念して、郷土料理「みそ煮込みきしめん」を取り入れた献立です。



卒業祝いの献立

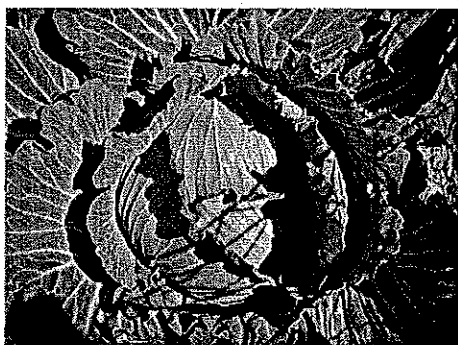
お祝い事で食べられる、伝統的な行事食「赤飯」を取り入れた献立です。

■ 愛知の伝統野菜

『愛知の伝統野菜』とは、

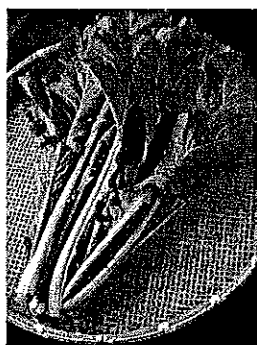
- ①今から50年前には栽培されていたもの
- ②地名・人名がついているなど愛知県に由来があるもの
- ③今でも種や苗があるもの
- ④種や生産物が入手できるもの

といった4つの定義をみたす県内の農産物で、現在35品種が選定されています。
このうち、本市では4品種が選ばれています。



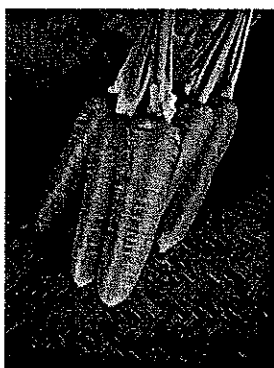
愛知大晩生キャベツ

戦後間もない頃から栽培されてきました。収穫時期が遅いことが特徴です。煮崩れしないため、ロールキャベツなどに向きます。



大高菜（大高菜の雑煮）

江戸時代末期には栽培が確認されており、やや苦味がありますが、今でも正月用の「もち菜」として使用されています。



八事五寸にんじん（にんじんごはん）

大正時代から栽培が続けられています。身が柔らかく早く煮えますが煮崩れしにくく、甘みが強いのが特徴です。



野崎白菜2号

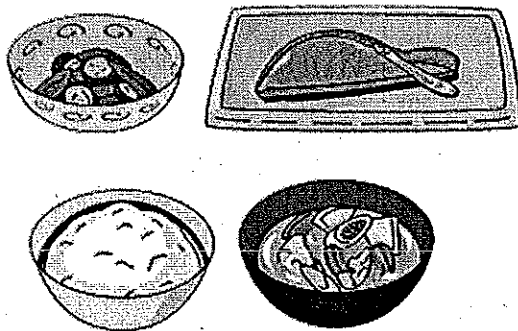
明治時代、中川区の野崎徳四郎氏が山東白菜をもとに品種改良した結球白菜を大正5年に野崎白菜2号と命名しました。葉肉が厚く、柔らかくておいしい白菜です。

■ 日本型食生活のすすめ

「日本型食生活」とは、日本の気候風土に適した米などの主食を中心に、魚や肉などの主菜、野菜、海藻、豆腐などの副菜といった多様なおかずを組み合わせるバランスのとれた食事です。

また、栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される豊かな食材の持ち味を活かしつつ、多彩に盛り込んでいるのが特徴です。

日本型食生活を実践することは、食糧自給率の向上や古くから育まれてきた食文化の継承にもつながります。日本が世界有数の長寿国である理由は、こうした優れた食事内容にあると国際的にも評価されています。



■ 和食；日本人の伝統的な食文化

平成25年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきました。このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

「和食」の4つの特徴

- (1) 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
- (2) 健康的な食生活を支える栄養バランス
- (3) 自然の美しさや季節の移ろいの表現
- (4) 正月などの年中行事との密接な関わり

【ユネスコ無形文化遺産とは】

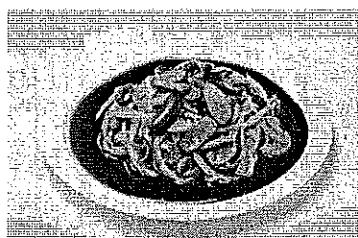
・「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののことです。

・ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施しています。

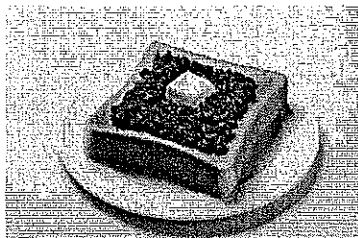
■ なごやめしと観光

味噌煮込みうどん、ひつまぶし、手羽先などの名古屋独特の食文化は「なごやめし」と呼ばれて全国的に知られるようになっていきます。

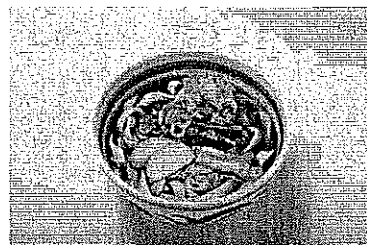
「名古屋市観光戦略ビジョン」では、武将ゆかりの歴史文化や世界に誇るモノづくりといった魅力とともに、なごやめしを活かした集客力の向上を図るとしています。名古屋の観光という側面においても、「なごやめし」は欠かせない存在となっています。



あんかけスパゲッティ



小倉トースト



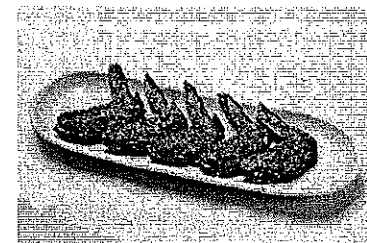
きしめん



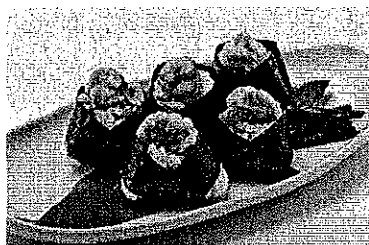
台湾ラーメン



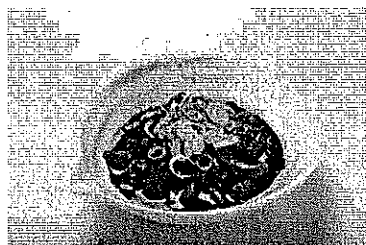
鉄板ナポリタン



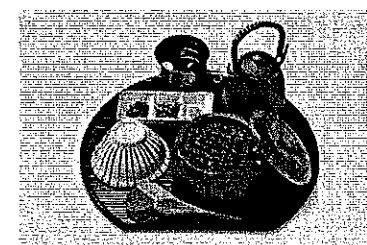
手羽先



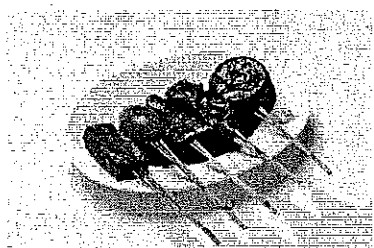
天むす



どて煮



ひつまぶし



味噌おでん



味噌かつ



味噌煮込みうどん



なごやめし

SAMURAI CUISINE



5 食の安全・安心の確保の推進

本市では「名古屋市食の安全・安心条例」に基づき、「食の安全・安心の確保のための行動計画」を策定しています。行動計画に基づき施策を実施することにより、食品による健康被害の発生を防止するとともに、消費者、事業者及び市の三者におけるリスクコミュニケーションを充実させ、食の安全・安心の確保を目指します。

食の安全への関心が高まる中、食の安全・安心に関する情報提供の内容を充実するとともに、関係者間での情報の共有や意見交換が積極的に行われるよう取り組みます。

(1) リスクコミュニケーションの充実

食に関する多くの情報が氾濫する中、関係者間でリスクに関する情報や意見交換を行い、正確な情報や知識を理解するためのリスクコミュニケーションの充実に努めます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
食の安全・安心モニター	消費者にモニターを委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見を聴取（モニター委嘱数 85 人）	健康福祉局
	方向性 拡充：モニター委嘱数 100 人（30 年度）	
食の安全・安心に関する意見交換や食品安全・安心学習センター事業	食の安全・安心フォーラム等の食の安全・安心についての意見交換会や食品安全・安心学習センター事業を実施（フォーラム 1 回、学習センター事業 154 回）	健康福祉局
	方向性 継続	

関連計画：名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画（健康福祉局）

■ リスクコミュニケーション

食品により人の健康への悪影響が起きる可能性やその程度に関する情報及び意見を、消費者・食品関連事業者・行政などの関係者間で相互に交換し、理解を深めることをいいます。

食品安全・安心学習センター事業

名古屋市中心卸売市場本場にある食品衛生検査所では、市民の皆さんに食品衛生について広く知っていただくために「食品安全・安心学習センター事業」を実施しています。多くの食品が流通する市場や検査所の見学、検査の体験を通じて、楽しみながら学んでいただくことができます。



検査体験

(2) 消費者等への普及啓発・情報提供

食に関する様々な情報が氾濫する中で、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択する力を身につけることが必要となっています。

家庭での食中毒予防や食品表示の基礎知識、生鮮食料品の流通のしくみや市場の役割等、食の安全・安心に関する知識の普及啓発を図るとともに、食中毒や違反食品などの食の安全・安心に関する事件・事故が発生した際には、緊急の監視指導や検査、情報提供等を行い、原因究明及び拡大防止を図ります。

また、「食中毒警報」、「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発令し、市民や食品事業者に対して食中毒防止を呼びかけます。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
消費生活フェア	消費生活に関する情報提供及び啓発を実施 方向性 継続	市民経済局
食に関する消費者情報の提供	ウェブサイト「名古屋市消費生活センター情報ナビ」や、生活情報誌「くらしのほっと通信」において、食に関する苦情・相談テストの結果などの情報を提供 方向性 継続	市民経済局
市民に親しまれる卸売市場づくり	食の安全・安心や、生鮮食料品の流通のしくみ、市場の役割を説明する市場見学、旬の食材に関する講話や調理体験、試食会などを実施（市場まつり3回、親子市場見学会9回、地域イベントへの出店4回） 方向性 継続	市民経済局
食の安全・安心に関する情報の提供	ウェブサイト「食の安全・安心情報ホームページ」、メールマガジン「なごや『よい食』メール」等で、監視指導や食品の検査結果、食中毒の予防法や食品の表示等の食の安全・安心に関する情報を提供（アクセス件数 101,599 件） 方向性 拡充：アクセス件数の増加	健康福祉局

関連計画：名古屋市消費者行政推進プラン（市民経済局）

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画（健康福祉局）

親子市場見学会

中央卸売市場を身近に感じてもらうため、市内の小中学生とその保護者を対象とした親子市場見学会を実施しています。市場内の見学やせりの模擬体験、また、市場で集荷された旬の食材をつかった調理の実演・試食などを行いながら、流通のしくみや市場の役割等を説明しています。



せりの模擬体験



マグロの中落ちすくい体験

■ 食の安全・安心に関する情報の提供

●なごや食の安全・安心情報ホームページ

食の安全・安心に関する情報のうち、特に緊急性・速報性の高い情報をとりまとめて、「なごや食の安全・安心情報ホームページ」により迅速に提供しています。

また、家庭での食中毒予防など、食の安全・安心に関する知識の普及啓発を図るとともに、食品中の放射性物質をはじめ、消費者にとって関心の高い食の安全・安心に関する情報を積極的に提供しています。

<http://www.shokunoanzen.city.nagoya.jp/>



●なごや『よい食』メール

「なごや『よい食』メール」では、食の安全・安心に関する最新情報をメールマガジン形式でお届けしています。

食品中の放射性物質の検査結果、食中毒の予防方法など食の安全に関する読み物や食の安全・安心に関するイベント案内などを定期的に配信しています。さらに、食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報・警報の発令時には随時お知らせします。

上記の「なごや食の安全・安心情報ホームページ」から登録できます。（バックナンバーもご覧いただけます。）

(3) 食品表示に関する制度の普及啓発

食品関連事業者に対して使用添加物や期限表示の適切な設定、栄養成分表示などを確認するとともに、検査も活用しながら適切な食品表示を行うよう指導します。

また、消費者に対して正しい表示に関する知識を普及啓発するため、ウェブサイト等により食品表示についての情報を提供します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
食品表示法に基づく表示に対する指導等	消費者及び食品関連事業者に対し、食品表示法に基づく表示制度の周知及び指導を実施	健康福祉局 子ども青少年局
	方向性 継続	

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画（健康福祉局）

(4) 食品関連事業者の自主管理の推進

食の安全を確保するためには、食品を取り扱う事業者による自主的な衛生管理が大切です。事業者が行う自主的な衛生管理を推進するために、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、自主回収報告制度及び自主管理認定制度を実施し、その情報をウェブサイトなどで公表します。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
自主回収報告制度	事業者が不良食品などの自主回収を行った場合、着手及び終了について、市への報告を義務付けするとともに、回収情報についてウェブサイトを通じて公表	健康福祉局
	方向性 継続	
自主管理認定制度	事業者による自主管理について、市が基準に基づき認定し、事業者に認定マークを交付するとともに、ウェブサイトなどを通じて公表（自主管理認定施設数累計 32 施設）	健康福祉局
	方向性 拡充：自主管理認定施設数累計 90 施設（30 年度）	

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画（健康福祉局）



■ 食品表示法におけるアレルギー表示

消費者にも事業者にもわかりやすい食品表示制度を目指して、「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。施行に伴い変更された表示の例として、アレルギー物質の表示があります。（ただし、経過措置期間中は、以前の制度に基づく表示が認められます。）

アレルギーの原因となる物質のうち、7品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）は食品への表示が義務付けられています。これまでは、例えば「マヨネーズ」と書けば「卵」を、「パン」と書けば「小麦」を含む表示に代えることができました。一般的にアレルギー物質を含むことが予測できるという考えに基づくルールでしたが、新しいルールではこのような代替表記を廃止し、アレルギー物質を明確に表示することになりました。食品の表示にはたくさんの情報が詰まっています。食品を選ぶときには活用してください。

6 環境に配慮した食育の推進

食は自然の恩恵の上に成り立っており、自然環境との共生が求められています。環境にやさしい食生活の実現のため、食から発生する生ごみを抑制し、生ごみを減らす取り組みを推進するとともに、生ごみの循環利用の推進を図ることで、食の大切さの啓発に努めます。

(1) 環境にやさしい食生活の推進

食品廃棄物の発生抑制等の取り組みを通じて、食の大切さに関する理解を促進させるための普及啓発を行います。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
3ない運動及びギュッと水切り・ひとしほり運動	「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」の「3ない」をなごやの「もったいない」として実践するようウェブサイト等で啓発を実施 また、生ごみの約80%を占める水分を減らすための啓発を実施	環境局
	方向性 継続	
飲食店等での生ごみの発生抑制に関する啓発	飲食店等と連携し、食べ残しをしない等の食品ロス削減に向けた啓発を実施	環境局
	方向性 新規	

関連計画：名古屋市一般廃棄物処理基本計画（環境局）

(2) 生ごみの循環利用の推進

各家庭で生ごみ堆肥化に取り組む世帯を増やすため、生ごみ資源化の意義や方法を伝える生ごみ堆肥化講座を実施します。

また、食品関連事業者等から発生する生ごみについても発生抑制・再生利用・減量の取り組みが進むように啓発し、自主的な資源化を働きかけます。

特に市が率先して生ごみ資源化を進めていくために、市の施設から発生する可燃ごみを分別し、生ごみの資源化を図ります。

主な取り組み	取り組み内容	所管局
生ごみ堆肥化講座	生ごみ資源化の意義と方法を伝える生ごみ堆肥化講座を実施（29回）	環境局
	方向性 継続	
事業者及び業界団体への働きかけ	事業用大規模建築物の所有者や管理者及びごみの多量排出事業者又は業界団体に対して、生ごみ資源化の働きかけを実施	環境局
	方向性 継続	

関連計画：名古屋市一般廃棄物処理基本計画（環境局）

■ 食品ロス

日本では、年間に約 2,800 万トンの食品廃棄物等が発生しています。この中には、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」が 642 万トン含まれると推計されています。

■ おかえりやさい

「おかえりやさい」は名古屋市のスーパーやレストラン、ホテル、小学校などから排出される生ごみ（食品循環資源）を堆肥化し、その堆肥を使い名古屋市や近郊の農家で作られた野菜です。

●おかえりやさいのエコなところ

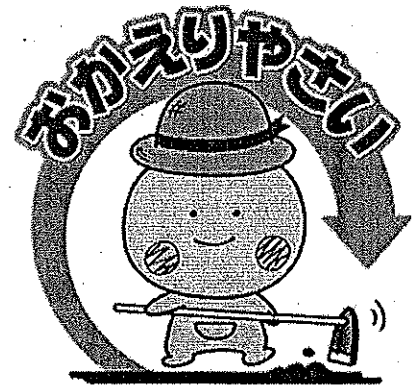
おかえりやさいは、なごやのごみ減量に貢献しています。生ごみをリサイクルすることで焼却炉へ行くはずだった生ごみが減ります。

また、おかえりやさいは、名古屋市やその近郊で育った地産地消の野菜で、輸送にかかる環境負荷が少ないエコ野菜です。

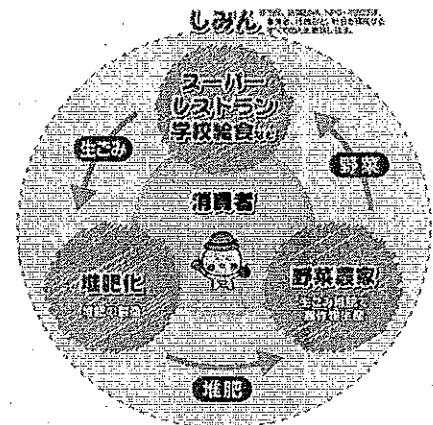
さらに、生ごみ堆肥を使うことで従来よりも、元気な野菜が育つようになり、化学肥料を減らすことができます。

●学校給食循環の環づくり

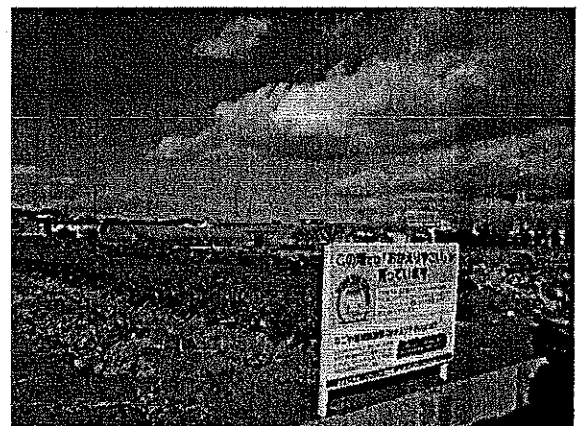
小学校の学校給食では、名古屋市内の農家で作られたおかえりやさいの玉ねぎとブロッコリーが使われる日を設け、献立表でPRしています。



「おかえりやさい」は登録商標です。



小売店舗でのおかえりやさいの販売



おかえりやさいが育っている畑

第4章 推進体制と進行管理

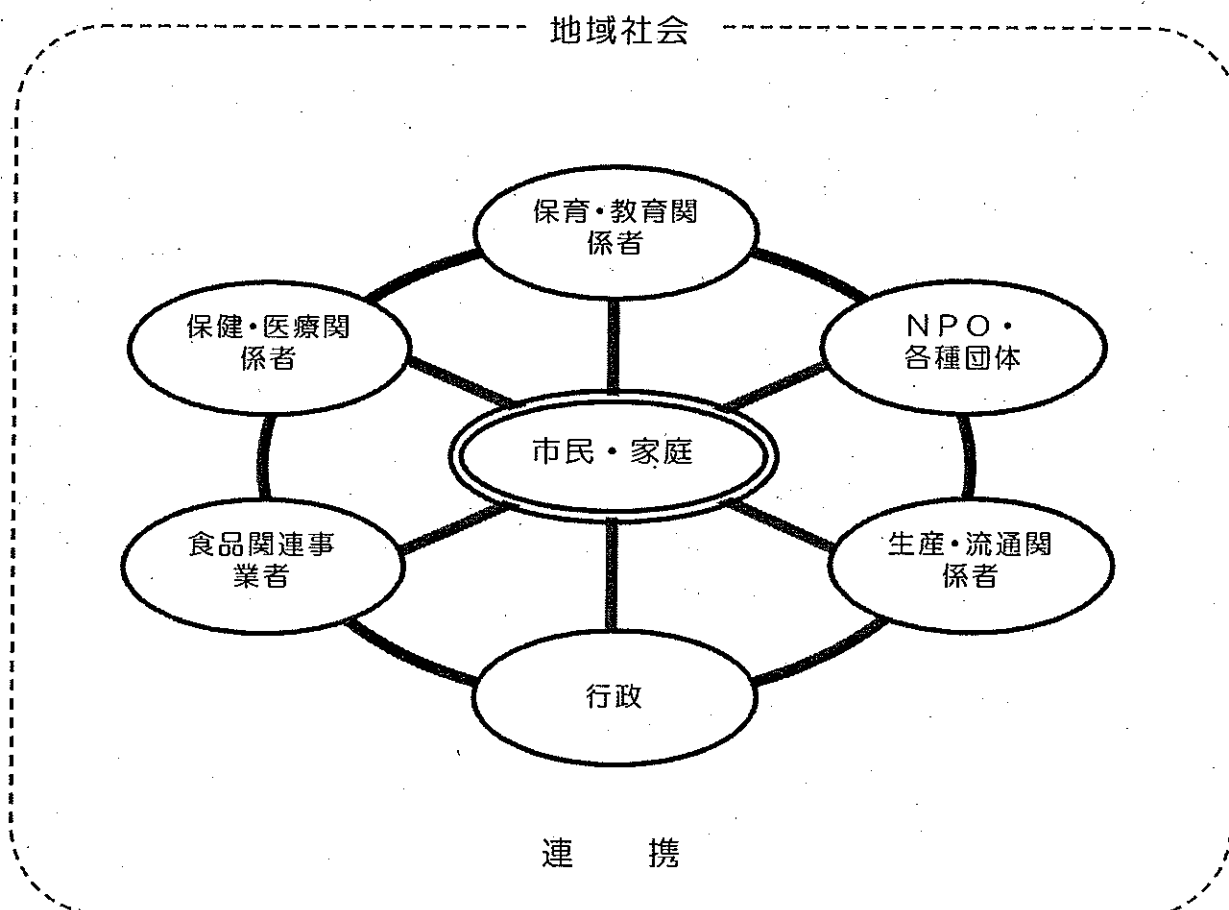
1 食育推進体制

食育基本法では、「食育とは、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるもの」と位置づけられています。

食育に関する取り組みは、食習慣に関することをはじめ、食を通じたコミュニケーション、自然の恩恵や食にかかわる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報の選択、環境への配慮など、幅広い分野にわたります。

食育の推進にあたっては、市民や家庭だけでなく、保育・教育関係者をはじめ、関係機関や団体、行政等がそれぞれの役割のもと連携を図り、総合的に取り組んでいく必要があります。

食育推進ネットワークイメージ



2 食育推進にあたっての役割

(1) 市民・家庭の役割

食育の推進には、市民一人ひとりが食への関心を高め、自ら食に関する正しい知識や情報を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することが求められます。

また、地域社会の一員として、関係機関や団体、行政等と連携し、地域社会全体で食育に取り組んでいく必要があります。

家庭は基本的な生活習慣を身につける上で大きな役割を担っています。家族団らんで食卓を囲むことを基本に、食に関する正しい知識を身につける、食の楽しさを実感するなど、日常生活の中で食育を実践することが必要です。

(2) 保育・教育関係者の役割

保育所や幼稚園、学校などは、子どもの健全な食生活の形成と豊かな人間性を育む上で、重要な役割を果たしています。

学校や保育所等が、家庭や地域と密接に連携を図り、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進することが大切です。

(3) 関係機関、団体等の役割

家庭や学校等における取り組みのほか、食育を社会全体で推進するためには、保健・医療関係者、食品関連事業者、生産・流通関係者、自主的な活動をしているNPOなどの各種団体による幅広い活動が求められます。

関係機関、団体等がそれぞれの役割を担いつつ、市民や学校、行政等と連携を図っていく必要があります。

(4) 行政の役割

市民や関係機関、団体等とともに食育に取り組んでいくため、保育、教育、健康、農業、流通、環境等のそれぞれの分野における施策を、総合的かつ計画的に推進していきます。

3 計画の進行管理と評価

庁内の関係部局で構成する「名古屋市食育推進連絡会議」を中心に、計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その推進状況を適切に把握するよう努めます。

また、実施した施策について、学識経験者、関係団体の代表者等で構成する「名古屋市食育推進懇談会」の意見等を参考に評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

資料編

1 食育に関するアンケート調査の結果

調査方法

対 象：市内に居住する満 16 歳以上の市民 3,000 人
抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
調査方法：郵送法
調査期間：平成 26 年 11 月 4 日（火）～11 月 25 日（火）
回答者数：1,571 人（有効回答数：1,545 人 男性：646 人 女性：899 人）
回 答 率：52.4%（有効回答率：51.5%）

有効回答者 アンケートが回収された 1,571 人のうち、性別・年齢ともに記載されていた 1,545 人について有効回答者とした。性別・年齢構成は以下の通りである。

（単位：人）

性別\世代	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	合計
男性	16	50	84	102	101	128	123	42	646
女性	25	74	121	170	138	169	134	68	899
合計	41	124	205	272	239	297	257	110	1,545

◆次の内容をよく読んでお答えください。

「食育」とは、食に関する知識や正しい情報を選択する力を身に付け、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝、理解を深め、心身ともに健康な食生活を実践するための取り組みです。例えば、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事を実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身に付けたり、農水産物の旬を知ること、食べ残しをしないように考えることなど、食に関する様々な取り組みも食育です。

【問 1】あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていましたか。（○印はひとつ）

- 1 言葉も意味も知っていた (49.0%)
- 2 言葉は知っていたが、意味は知らなかった (34.5%)
- 3 言葉も意味も知らなかった (14.2%)

【問 2】あなたは、「食育」に関心がありますか。（○印はひとつ）

- 1 関心がある (29.4%)
 - 2 どちらかといえば関心がある (49.1%)
 - 3 どちらかといえば関心がない (13.8%)
 - 4 関心がない (5.1%)
- 【問 4】へ

※【問 3】は、【問 2】で「1 又は 2」と答えた方のみお答えください。《回答者：1,212 人》

【問 3】あなたが、「食育」に関心がある理由はなんですか。（○印はいくつでも）

- 1 子どもの心身の健全な発育のために必要だから (59.7%)
- 2 自然の恩恵や食に対する感謝の念がうすれているから (37.0%)
- 3 食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）が気になるから (63.6%)

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 4 「肥満」や「やせすぎ」が問題になっているから | (31.0%) |
| 5 生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）が問題になっているから | (62.6%) |
| 6 食材を海外からの輸入に依存しすぎることが問題だから | (36.1%) |
| 7 消費者と生産者の間の交流や信頼が大切だと思うから | (20.0%) |
| 8 有機農業などの自然環境と調和した食料生産が重要だから | (29.2%) |
| 9 食にまつわる地域の文化や伝統を守ることが重要だから | (24.8%) |
| 10 食中毒予防などの食品の安全確保が重要だから | (24.4%) |
| 11 大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから | (37.9%) |
| 12 その他 | (4.4%) |

【問 4】誰もが健全な食生活を行うためには、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが「食育」に取り組む必要があります。あなたは、日頃から、「食育」に関する取り組みをしていますか。（○印はいくつでも）

- | | | |
|------------------------|---------|----------|
| 1 栄養バランスを考えた食事をする | (55.9%) | → 【問 6】へ |
| 2 野菜をとるよう心がける | (75.5%) | |
| 3 規則正しく食事をする | (53.9%) | |
| 4 家族や友人と一緒に食事をする | (40.3%) | |
| 5 旬の食材を選ぶ | (41.3%) | |
| 6 農林漁業を体験する | (4.1%) | |
| 7 地元産の食材を購入する | (23.8%) | |
| 8 食事の際のあいさつやマナーを大切にする | (37.4%) | |
| 9 郷土料理や行事食などの食文化を大切にする | (13.0%) | |
| 10 表示をよく見て食品を購入する | (49.1%) | |
| 11 食材を使い切るよう心がける | (46.9%) | |
| 12 食生活の改善に関する勉強会へ参加する | (1.4%) | |
| 13 食に関するボランティア活動へ参加する | (0.4%) | |
| 14 その他 | (1.4%) | |
| 15 特になし | (5.9%) | ↓ |

※ 【問 5】は、【問 4】で「15」と答えた方のみお答えください。《回答者：91 人》

【問 5】あなたが、食育に関する取り組みをしていない理由は何ですか。（○印はいくつでも）

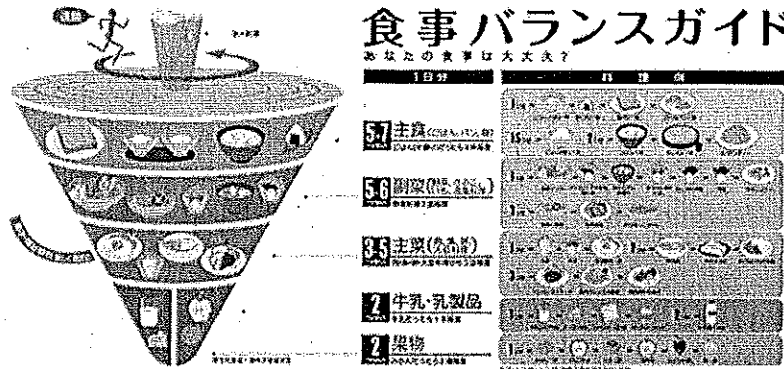
- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1 他のこと（仕事、趣味等）で忙しいから | (29.7%) |
| 2 食育を特に意識しなくても問題はないから | (33.0%) |
| 3 「食育」自体についてよく知らないから | (40.7%) |
| 4 食育の活動や行動をしたくても情報が入手できないから | (3.3%) |
| 5 その他 | (8.8%) |

【問 6】あなたは、6 月が「食育月間」で、毎月 19 日が「食育の日」と知っていましたか。（○印はひとつ）

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 両方とも知っていた | (2.0%) |
| 2 「食育月間」のみ知っていた | (4.1%) |
| 3 「食育の日」のみ知っていた | (2.6%) |
| 4 両方とも知らなかった | (88.9%) |

◆次の内容をよく読んで質問にお答えください。

「食事バランスガイド」とは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を、分かりやすくコマのイラストで示したものです。



(出典：厚生労働省・農林水産省)

【問 7】あなたは、「食事バランスガイド」を知っていましたか。(○印はひとつ)

- 1 知っていた (45.6%)
 2 知らなかった (52.6%) → 【問 9】

※【問 8】は、【問 7】で「1」と答えた方のみお答えください。《回答者：705 人》

【問 8】あなたは、「食事バランスガイド」を毎日の食生活の参考としていますか。(○印はひとつ)

- 1 ほぼ毎日参考になっている (9.5%)
 2 時々参考になっている (35.0%)
 3 ほとんど参考にしていない (47.7%)
 4 使い方がわからない (7.5%)

【問 9】あなたは、「食事バランスガイド」以外で、食生活の参考になっているものはありますか。(○印はいくつでも)

- 1 食生活指針 (13.9%)
 2 日本人の食事摂取基準 (13.5%)
 3 6つの基礎食品 (35.9%)
 4 3色分類 (31.3%)
 5 その他 (2.8%)
 6 特に参考にしていないものはない (32.4%)

【問 10】あなたは、健康のために成人が1日に必要な野菜の摂取量は 350g (野菜料理 5～6 皿)とされていることを知っていましたか。(○印はひとつ)

- 1 知っていた (40.0%)
 2 知らなかった (57.9%)

【問 11】あなたは、毎日 350g の野菜を摂取していると思いますか。(○印はひとつ)

- 1 摂取していると思う (16.9%)
 2 摂取していないと思う (64.7%)
 3 わからない (16.2%)

◆次の内容をよく読んで質問にお答えください。

BMI とは、肥満度の目安となる指数です。

日本肥満学会が決めた判定基準では、統計的にもっとも病気にかかりにくいBMI22を標準とし、25以上を肥満として、肥満度を4つの段階に分けています。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

$\text{適正体重 (kg)} = \text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)} \times 22$

肥満度の判定基準（日本肥満学会）

BMI

低体重（やせ）	18.5未満
普通体重	18.5以上25未満
肥満（1度）	25以上30未満
肥満（2度）	30以上35未満
肥満（3度）	35以上40未満
肥満（4度）	40以上

【問 12】あなたは、自分の適正体重を知っていましたか。（○印はひとつ）

- 1 知っていた （69.1%）
- 2 知らなかった （28.3%）

◆次の内容をよく読んで質問にお答えください。

「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」とは、内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態をいいます。

（参考）ウエスト周囲が、男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上で、次のうち 2 つ以上に当てはまる場合、メタボリックシンドロームと診断されます。（出典：日本肥満学会）

- 血清脂質 中性脂肪値 150 mg/dl 以上、または HDL コレステロール値 40 mg/dl 未満
- 血圧 収縮期（最高）血圧 130 mmHg 以上、または
拡張期（最低）血圧 85 mmHg 以上
- 血糖 空腹時血糖値 110 mg/dl 以上

【問 13】あなたは、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」を知っていましたか。（○印はひとつ）

- 1 言葉も意味も知っていた （72.8%）
- 2 言葉は知っていたが、意味は知らなかった （23.1%）
- 3 言葉も意味も知らなかった （2.7%）

【問 14】あなたは、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を実施していますか。（○印はひとつ）

- 1 実践して、半年以上継続している （25.8%）
- 2 実践しているが、半年未満である （4.1%）
- 3 時々気をつけているが、継続的ではない （47.6%）
- 4 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている （9.1%）
- 5 現在していないし、しようとも思わない （11.4%）

【問 15】あなたは、朝食をとっていますか。ただし、菓子（菓子パンを含む）や果物、サプリメント（栄養補助食品）のみの場合は、ここでは朝食に含まないものとし、「4 とっていない」に記入してください。（○印はひとつ）

- | | | | | |
|---|-------------|---------|---|---------|
| 1 | 毎日とっている | (75.0%) | → | 【問 18】へ |
| 2 | 週に4日以上とっている | (5.8%) | } | → |
| 3 | 週に1~3日とっている | (5.8%) | | |
| 4 | とっていない | (12.0%) | | |

※【問 16】は、【問 15】で「2、3、4」のいずれかに答えた方のみお答えください。

《回答者：365人》

【問 16】あなたが、朝食の代わりにとっているものはありますか。（○印はいくつでも）

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 菓子パン | (38.4%) |
| 2 | 菓子や果物 | (24.4%) |
| 3 | サプリメント（栄養補助食品） | (9.0%) |
| 4 | 何もとっていない | (27.7%) |
| 5 | その他 | (19.2%) |

※【問 17】は、【問 15】で「2、3、4」のいずれかに答えた方のみお答えください。

《回答者：365人》

【問 17】あなたが毎日朝食をとらない理由はなんですか。（○印はいくつでも）

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 時間がない | (41.9%) |
| 2 | 食欲がわからない | (31.8%) |
| 3 | 朝食をとる習慣がない | (18.6%) |
| 4 | 作るのが面倒だから | (18.1%) |
| 5 | 太るから | (9.0%) |
| 6 | その他 | (10.4%) |

【問 18】あなたは、家族のだれかと一緒に食事をするのが 1 週間のうちにどれくらいありますか。（○印はひとつ）

- | | | | | |
|---|-------|---------|---|---|
| 1 | 週5日以上 | (63.8%) | } | → |
| 2 | 週3~4日 | (10.7%) | | |
| 3 | 週1~2日 | (10.8%) | | |
| 4 | 一度もない | (11.8%) | | |

※【問 19】は、【問 18】で「3 又は 4」のいずれかに答えた方のみお答えください。

《回答者：350人》

【問 19】あなたは、家族以外のだれかと一緒に食事をするのが 1 週間のうちにどれくらいありますか。（○印はひとつ）

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 週5日以上 | (8.0%) |
| 2 | 週3~4日 | (12.3%) |
| 3 | 週1~2日 | (34.0%) |
| 4 | 一度もない | (44.6%) |

◆次の内容をよく読んで質問にお答えください。

はちまるにいまる

「8020運動」とは、“80歳になっても20本以上自分の歯を保とう”という運動です。

【問20】あなたは、「8020運動」を知っていましたか。(○印はひとつ)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 言葉も意味も知っていた | (61.0%) |
| 2 言葉は知っていたが、意味は知らなかった | (4.3%) |
| 3 言葉も意味も知らなかった | (33.7%) |

【問21】あなたは、食事の時、よく噛んで味わって食べるように気をつけていますか。(○印はひとつ)

- | | |
|-------------|---------|
| 1 気をつけている | (48.0%) |
| 2 気をつけていない | (24.3%) |
| 3 意識したことがない | (26.7%) |

【問22】地元で生産されたものを、地元で消費することを「地産地消」といいます。「地産地消」によって、地元の農業や食への理解が進み、生産者と消費者の信頼関係を築くことも可能になります。あなたは、「地産地消」を知っていましたか。(○印はひとつ)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 言葉も意味も知っていた | (76.8%) |
| 2 言葉は知っていたが、意味は知らなかった | (8.7%) |
| 3 言葉も意味も知らなかった | (13.1%) |

【問23】あなたは、できるだけ地元(愛知県)で生産されたものを購入するようにしていますか。(○印はひとつ)

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1 している | (48.1%) | → 【問25】へ |
| 2 していない | (49.8%) | |

※【問24】は、【問23】で「1」と答えた方のみお答えください。《回答者：743人》

【問24】あなたが、地元産を購入するようにしている理由はなんですか。(○印はいくつでも)

- | | | |
|----------------|---------|----------|
| 1 新鮮だから | (76.9%) | → 【問26】へ |
| 2 地元の産業振興になるから | (51.5%) | |
| 3 安全・安心だから | (52.6%) | |
| 4 環境にやさしいから | (14.5%) | |
| 5 その他 | (3.8%) | |

※【問25】は、【問23】で「2」と答えた方のみお答えください。《回答者：770人》

【問25】あなたが、地元産を購入していない理由はなんですか。(○印はいくつでも)

- | | |
|---------------|---------|
| 1 近くに売っていないから | (23.6%) |
| 2 品揃えが良くないから | (19.5%) |
| 3 値段が高いから | (15.5%) |
| 4 関心がないから | (35.5%) |
| 5 その他 | (22.2%) |

【問26】日本には、物(資源)を大事にする「もったいない」という言葉があります。あなたは、食事

(外食も含む)で食べ残しをすることがありますか。(○印はひとつ)

- 1 食べ残しをしないようにしている (69.9%)
- 2 「もったいない」と思うが食べ残すことがある (27.4%)
- 3 食べ残しをするが、「もったいない」と思わない (0.9%)

【問 27】あなたが、食育に関して今後取り組んでいきたいことはなんですか。(○印はいくつでも)

- 1 栄養バランスを考えた食事をする (77.3%)
- 2 野菜をとるよう心がける (78.6%)
- 3 規則正しく食事をする (64.2%)
- 4 家族や友人と一緒に食事をする (43.6%)
- 5 旬の食材を選ぶ (48.7%)
- 6 農林漁業を体験する (5.9%)
- 7 地元産の食材を購入する (37.7%)
- 8 食事の際のあいさつやマナーを大切にする (41.8%)
- 9 郷土料理や行事食などの食文化を大切にする (19.2%)
- 10 表示をよく見て食品を購入する (51.7%)
- 11 食材を使い切るよう心がける (54.3%)
- 12 食生活の改善に関する勉強会へ参加する (3.9%)
- 13 食に関するボランティア活動へ参加する (2.1%)
- 14 その他 (2.1%)
- 15 特にない (2.6%)

【問 28】あなたが、食育に関して市に期待する施策はなんですか。(○印はいくつでも)

- 1 広報やホームページなどでの食育についての啓発やイベントのPR (26.9%)
- 2 食育に関する市民講座や教室の開催 (13.5%)
- 3 学校給食での地元産食材の利用促進 (41.8%)
- 4 学校や保育所などでの野菜の栽培や調理体験の実施 (26.9%)
- 5 市民を対象とした農業体験などの食農教育の推進 (14.5%)
- 6 伝統料理や伝統野菜などの食文化の継承のための取り組み (23.0%)
- 7 食の安全・安心に関する情報の提供 (59.8%)
- 8 食品廃棄物の発生抑制や生ごみの循環利用の推進 (34.4%)
- 9 その他 (3.0%)
- 10 特にない (9.2%)

あなたと同居している家族で 16 歳未満(子、兄弟、孫など)の方がいらっしゃる場合は、その方について、次の【問 29】～【問 33】にお答えください。複数いらっしゃる場合は、最年長の方についてお答えください。

【問 29】その方は、いくつですか。

() 歳(平成 26 年 4 月 1 日現在) → 16 歳未満の児と同居している者は 348 人

【問 30】その方は、朝食をとっていますか。ただし、菓子(菓子パンを含む)や果物、サプリメント(栄養補助食品)のみの場合は、ここでは朝食に含まないものとし、「4 とっていない」に記入

してください。《回答者：348人》（○印はひとつ）

- 1 毎日とっている (82.2%) → 【問 33】
- 2 週に4日以上とっている (5.7%)
- 3 週に1～3日とっている (4.6%)
- 4 とっていない (6.9%)

※【問31】は、【問30】で「2、3、4」のいずれかに答えた方のみお答えください。

《回答者：60人》

【問31】その方が、朝食の代わりにとっているものはありますか。（○印はいくつでも）

- 1 菓子パン (73.3%)
- 2 菓子や果物 (26.7%)
- 3 サプリメント（栄養補助食品） (1.7%)
- 4 何もとっていない (11.7%)
- 5 その他 (10.0%)

※【問32】は、【問30】で「2、3、4」のいずれかに答えた方のみお答えください。

《回答者：60人》

【問32】その方が、毎日朝食をとらない理由はなんですか。（○印はいくつでも）

- 1 時間がない (40.0%)
- 2 食欲がわかない (25.0%)
- 3 朝食をとる習慣がない (5.0%)
- 4 作るのが面倒だから (11.7%)
- 5 太るから (0.0%)
- 6 その他 (23.3%)

【問33】その方に食育について伝えている（伝えたい）ことはありますか。（○印はいくつでも）

《回答者：348人》

- 1 はしの持ち方などの食事のマナー (74.1%)
- 2 「いただきます」「ごちそうさま」などの食に関する感謝の心 (81.6%)
- 3 栄養についての知識 (43.7%)
- 4 朝ごはんを食べるなどの望ましい食習慣 (64.7%)
- 5 だしの取り方などの基本的な調理技術 (18.1%)
- 6 郷土料理や行事食などの食文化 (18.7%)
- 7 食の楽しさ（団らん） (63.8%)
- 8 旬や鮮度などの食品の選び方 (29.0%)
- 9 食の安全性に関する知識 (35.1%)
- 10 食べ残しや生ごみを減らすなど環境に配慮した食生活 (47.7%)
- 11 その他 (2.0%)
- 12 特に伝えたいことはない (2.3%)

2 食育基本法

平成十七年六月十七日法律第六十三号

最終改正 平成二一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地

方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進

に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の

推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

